

ITF水産部会

ITF水産ポリシー

2025年版



ITF水産ポリシー(2024年第46回ITF大会にて採択)

国際運輸労連(ITF)は世界147カ国のあらゆる交通運輸部門を組織する670組合の1,800万人超の労働者を代表する、加盟組合主体の民主的な国際組織です。ITFは交通運輸労働者の権利、平等、正義のために活発に運動しています。

目次

第1章 はじめに	5
はじめに	6
国連持続可能な開発目標(SDGs)	6
国際規制の枠組み	7
ITFの役割	8
このツールキットの利用方法	8
原則の記述	9
目的の記述	10
第2章 持続可能な漁業と漁業管理	11
主なメッセージ	12
持続可能な漁業	13
漁業管理	14
排他的経済水域(EEZ)	14
権利に基づく管理	15
漁獲能力の管理	15
補助金	15
IUU漁業と闘う	16
環境保護と意識向上	17
海洋空間計画	17
海洋保護区	17
漁具の選択性	17
海洋汚染と環境	17
気候変動と公正な移行	18
国際規制の枠組み	19
責任ある漁業のための行動規範(CCRF、1995年)	19
寄港国措置に関するFAO協定(PSMA協定)	19
地域漁業管理機関(RFMOs)	20
第3章 労働条件と社会的側面	21
主なメッセージ	22
人権と労働権	24
基本的労働権	24
人権デューデリジェンスと水産物サプライチェーン	25
水産業における奴隷労働および強制労働	26
労働条件	27
2007年ILO漁業労働条約(ILO188号条約)	28
雇用条件	30
船上での労働時間と海上での最長滞在期間	30
報酬制度	30
就労機会と構造改革の結果	31

労働安全衛生	32
健康診断	33
職場安全衛生ポリシー	33
職業紹介/外国人漁船員の保護	34
青年漁船員及び漁業における児童労働の防止	34
漁業に従事する女性	34
第4章 安全面	35
主なメッセージ	36
漁船の安全	37
国際規制の枠組み	38
2012年の漁船の安全のためのケープタウン協定 (CTA)	38
1995年のIMO漁船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約 (STCW-F)改正	39
2005年のIMO漁船及び漁船員のための安全コード	40
配乗 (乗組員の配置)	40
ポートステートコントロール (PSC)	40
オブザーバーの安全性	41
第5章 非適合船籍 (FONC) とITFによる強制実施	43
主なメッセージ	44
非適合船籍漁船 (FONC)	46
ITFによる適切な条件の強制実施:	47
漁船乗組員のためのITF枠組み協約	48
目的	48
漁船員の許容される月額最低賃金	48
賃金システム	49
配乗	49
FONC委員会	49
世界および地域の漁船員サポート・ネットワーク	50
第6章 漁船員の組織化、キャンペーン展開、コミュニケーション	51
主なメッセージ	52
組織化と運動展開	53
漁船員のための世界的正義	53
漁船員主導の組織化	53
ITFは加盟組合主導	54
国・地域の組織化を通じたグローバルな進展	54
支援ネットワークと政策活動	54
外国人漁船員の組織化の決意	55
強制可能な法的権利としての団結権	55
要求を突きつける労働者としての力	55
他の海事部門やフードサプライチェーンの労働者と連帯	56
戦略的キャンペーン	56
コミュニケーション: 漁船員に力をつけさせるための キャンペーン、コミュニケーション、連携	57
コミュニケーションの原則	57
外部資金/世界および地域の漁船員支援基金に関する原則	58
別紙 その他の参考資料	59

第1章 はじめに



はじめに

01. 国際運輸労連(ITF)は民主的で加盟組合主導の、世界で最も権威ある交通運輸労働者の組織です。ITFは労働者の生活を改善するために精力的に闘い、ITFがなければ孤立しかねない150か国の700以上の労働組合を連携させ、組合員のために権利、平等、正義を確保する加盟組合の運動を支援している。ITFは世界中の働く男女訳1,650万人の声を代弁している。
02. ITFは水産物のサプライチェーンの一部を構成する、漁船員を組織している。ITFは規制外で働く人々にとって過酷で抑圧的な水産業界の労働条件の改善求めてキャンペーンを展開している。
03. 水産業は複雑な国際サプライチェーンを持つグローバル産業であり、漁船員や水産物加工労働者の労働条件を改善するために、また、持続可能かつ公平な海洋資源管理のために、国際、地域、国レベルで一連の法的および実践的な措置を講じる必要がある。国際運輸労連(ITF)は、この文書に記載される原則に基づき、漁船員や周辺地域社会、海洋環境の利益のため、国際法を設置・改善する活動に積極的に参加している。

国連持続可能な開発目標(SDGs)

04. 国連の持続可能な開発のための2030アジェンダは2016年1月1日に発効し、17の持続可能な開発目標(SDGs)の持続可能な開発の枠組みを基に構築されている。しかし、この17の目標は別個に存在するのではなく、それを支える社会、経済、法律、生態系システムと同様、相互に関連し合っている。以下に挙げる7つのSDGsが漁船員の持続可能な開発に直接的あるいは間接的に関わっている:
 - SDG1: 貧困をなくそう
 - SDG2: 飢餓をゼロに
 - SDG 5: ジェンダー平等を実現しよう
 - SDG 8: 働きがいも経済成長も
 - SDG 13: 気候変動に具体的な対策を
 - SDG14: 持続可能な開発のために海洋、海、海洋資源を保護し、持続可能に利用しよう。
 - SDG16: 平和と公正をすべての人に
 - SDG17: パートナリーシップで目標を達成しよう

国際規制の枠組み

05. 国際海事機関(IMO)、国際労働機関(ILO)、国連食糧農業機関(FAO)は、責任ある漁業、漁船と漁船員の安全、漁業におけるディーセントな労働条件と生活条件を確保するための強力な法的枠組みを提供する一連の国際法を策定・採択した。ITFは、これらの法律文書の作成、批准、最終的な実施を積極的に支援している。
06. この一環として、ITFは以下の目標をもつ、持続可能な漁業と水産養殖のためのFAO宣言(2021年FAO水産委員会(COFI)採択)を支持する:「水産セクター内のすべての人々の安全かつ健康的で公正な労働条件の達成を促進し、強制労働を阻止・停止する取り組みを支援し、漁船員と水産養殖者およびそのコミュニティの社会的保護プログラムの利用を促進し、海上での安全を改善するための措置を支援し、ILOやIMOなどの他の関連する国際機関と協力して水産セクター内のすべての人々の生活水準の向上を目指して取り組む」
07. ITFは誠意をもって、以下のILOの中核的条約で謳われている基本的権利に関する原則であるILO憲章に忠実に、それを尊重し、促進し、実現する加盟国の義務に基づく、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年)に全面的に賛同する。すなわち、以下のに賛同する:
 - a. 結社の自由と団体交渉権の実質的な承認
 - ・ 結社の自由及び団結権保護条約(第87号)
 - ・ 団結権及び団体交渉権条約(第98号)
 - b. あらゆる形態の強制労働の撤廃
 - ・ 強制労働に関する条約(1930年29号)
(およびその2014年勧告)
 - ・ 強制労働廃止条約(第105号)
 - c. 児童労働の実質的撤廃
 - ・ 最低年齢条約(第138号)
 - ・ 最悪の形態の児童労働条約(第182号)
 - d. 雇用と職業の差別撤廃
 - ・ 同一報酬条約(第100号)
 - ・ 差別待遇(雇用及び職業)条約(第111号)
 - e. 安全かつ衛生的な労働環境
 - ・ 職業上の安全及び健康に関する条約(第155号)
 - ・ 職業上の安全及び健康に関する条約(第187号)
08. 国連海洋法条約(UNCLOS)第99条(奴隷輸送の禁止)、ILO漁業労働条約(第188)、漁船の安全基準に関する2012年IMOケープタウン協定、FAO 違法・無報告・無規制(IUU)漁業の防止、抑制、廃絶のための寄港国措置協定(PSMA協定)は、国際水産業における強制労働の実態を把握し、根絶するための追加的措置を提供している。

ITFの役割

09. ITFは、国際労働機関(ILO)と協力してすべての漁船員の適切な労働条件を確保し、国際海事機関(IMO)と協力して漁船員の安全を確保し、漁業の持続可能な管理を統括する食糧農業機関(FAO)とも協力している。一丸となってより公平で、安全、漁船員と漁業に対して等しく持続可能な未来を確保していく。
10. ITFは、漁業は持続可能な基盤のもと、社会的および環境的に責任のある方法で運営されるべきであると考え。したがって、この産業は、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」やその他の適用可能な国際法を遵守することに加え、国連2030アジェンダとそれに関連する国連の持続可能な開発目標(SDGs)に明記されているように、持続可能な開発の3本柱、すなわち環境、社会、経済に合致した方法で運営されるべきである。持続可能な開発目標(SDGs)

このツールキット の利用方法

11. そのため、ITFは世界の加盟組織の全面的な参画のもと、本ポリシーを策定した。同ポリシーの目的は2つある。国際漁業に関するITFの取り組みの立場を確立することと、持続可能な漁業、漁船内における人権と労働者の権利、漁業や水産物のサプライチェーンにおいて発生する問題を解決する際の、労働組合とITFの役割について、既存の加盟組合と、今後ITFに加盟する可能性のある労働組合に指針を示し、助言を提供することだ。

原則の記述

- ITFは、漁業と水産物のサプライチェーンで働く人々のために可能な限り最高の労働基準と社会的基準を実施することを支援する。これらの基準には、国際的な人権および基本的労働者の権利、国際的な安全基準、現在、ILOの漁業労働条約（2007年ILO188号条約）によって支えられている国際的な海事労働基準が含まれる。
- ITFは、漁船員の労働組合権を促進・支援し、漁船において、これらの基準が完全に実施されることを要求する。
- ITFは、水産業における組合組織率と団体交渉の適用範囲の拡大、世界中で民主的かつ独立した労働組合が協力し、活動を調整することを支援している。
- ITFは、租税回避、労働組合回避、極端な低賃金による移民漁船員の搾取、乗組員への福利と社会保障の無提供、適切な労働、安全、環境基準の適用回避により、営業コストを最小限に抑えようとする漁船主に反対する。こうした問題はしばしばIUU漁業と関連がある。
- ITFは不公正な賃金競争に反対する。
- 船主は、自社の漁船で働く労働者の継続的な訓練とキャリア開発を促進し、それに貢献するべきだ。

目的の記述

12. これらの原則に実効性をもたせせるため、ITFは以下の運動を展開する：

- 漁船員の雇用条件を保護・改善し、肌の色、国籍、ジェンダー、人種、宗教、性的指向、性同一性に関係なく、すべての漁船員が搾取から保護されるよう担保する。
- 漁業における基準以下の雇用を防止し、ITFに可能なあらゆる政治的、産業的、法的方策を活用し、ITFが許容できる水準を船籍や乗組員の国籍に関係なく確保することを追求する。
- 世界中でITFのキャンペーンを支援し、国際連帯を最大に高めるため、加盟組合を強化する。
- 2007年のILO漁業労働条約（第188号条約）の広範な批准と効果的な実施を達成する。
- ロビー活動を通じて政府および政府間組織に圧力をかけ、水産業界の基準を引き上げる。
- 船主や他の使用者との国際レベル、国内レベル、地域レベル、職場レベルの団体交渉、および漁獲部門と水産物サプライチェーンの関係者と有意義な社会的対話に従事することにより、許容できる漁船員の最低賃金と労働条件を確保する。
- 大幅なディーセントワークの欠如がある場合、政治活動や争議行為、すべての利害関係者との積極的な協力を通じ、既存の非適合船籍（FONC）システム（第5章で解説）を排除する。
- 全ての漁船員に対する搾取を止めさせ、社会的保護を確保する（ITFができる限りの力を使って）

第2章 持続可能な漁業と漁業 管理



主なメッセージ

- ITFは持続可能で予防的な漁業管理策を支持する。主な漁業管理目標（最大持続生産量(MSY)目標）は労働者への影響などの社会的側面も考慮するべきだ。ITFは社会的に公正な方法で漁獲能力を減少させる取り組みを支援する。
- ITFはFAOの取り組み、すなわち、乱獲の撲滅、有害な補助金の削減、無害な補助金の奨励、持続可能な漁業による経済的恩恵の増加、零細漁業者の資源と市場へのアクセス確保を支援する。
- 廃船計画は、公正な移行の原則に基づき、(船主への補償に加えて)労働者に対する補償の拡充を確保すべきだ。
- ITFは、どこで行われるのであれ、違法・無報告・無規制(IUU)漁業に断固反対している。また、ITFは、世界中の政府、地域漁業管理機関(RFMOs)、政府間組織や非政府組織(NGO)による反IUU漁業活動を支持する。
- 漁業権は、国家が定めた社会的、経済的、環境的基準に従って、期限付きで漁業者に分配される総許容漁獲量に基づき、国家と地元漁業共同体の財産として維持されなければならない。これは適切に規制され、管理された排他的経済水域(EEZ)によって最大限に達成できる可能性がある。
- ITFは、市場だけが漁業界再編の手段となることを可能とする譲渡性個別割当(ITQ)制度の押しつけに断固反対する。
- ITFは、漁業セクターと協議して指定された海洋保護区(MPAs)と、選択的かつ燃料効率の高い漁具の開発を支持する。
- ITFは、組合と漁船員(またはその代表者)が、RFMOの運営と意思決定機能において、明確な役割と機能を持たなければならないと考える。
- 気候変動への適応から生じる課題とリスクを反映した、漁船員のための公正な移行は、所得保護などの社会的保護措置、質の高い訓練、さらにはこうした新技術の導入から生じる新たなリスクから漁船員を確実に守るための、強固な安全衛生対策を考慮したものでなければならない。

持続可能な漁業

13. 世界の魚資源は、将来の世代を含む全人類に属する天然資源だ。世界の魚資源はまた、アクセスできる個々の沿岸コミュニティや国民国家にとって根源的重要性をもつ。今日および将来の世代のために、漁業資源を最大限に社会的利益するのであれば、持続可能ベースの漁業資源の活用が不可欠だ。漁業へのアクセスに関しては、すべての国、特に沿岸国の権利と利益を尊重する必要がある。
14. 海洋水産資源の状態は低下しており、生物学的に持続不可能なレベルまで漁獲された資源の割合は、1980年代から優位に増加した。乱獲は、食糧の安全保障と漁業における長期雇用、海洋の健全性と回復力を脅かす。漁業強度を制限することは、持続可能性を支え、長期にわたる漁船員の生活確保につながる。持続可能な漁業は、世界の沿海コミュニティや労働者に健康的な食糧と良質の雇用を提供できるが、これには、漁業制限の適切な管理と実施(割り当て努力管理を含む)を要する。
15. 漁業では、最大持続生産量(MSY)は、無期限に魚介類の個体群から捕獲され得る最大漁獲量(数またはトン数)と定義される。
16. 国連海洋法条約(UNCLOS)では、魚の資源をMSYを生成できるレベルに維持することが求められているが、ほとんどの漁業資源について現在、MSYの推定値が存在しない。したがって、データ不足の漁業資源について漁業管理の決定を行う際には、予防的原則を適用する必要がある。漁業管理のMSY目標は、労働者への影響と漁業管理の社会的側面も考慮する必要がある。
17. ITFは、沿岸国間の協力と、データ収集、漁業管理とその実施を含む地域の漁業協定や取り決めなどを確立することを全面的に支援する。地域漁業管理機関(RFMO)は、意思決定において、労働者とその代表者の声を考慮し、運営における透明性を持たなければならない。ITFと加盟組合はすべての関係するRFMOsに参画するべきだ。
18. ITFは、(持続可能性の原則、予防的な原則的アプローチ、漁船員、漁業コミュニティ、およびそれらの歴史的かつ伝統的なアクセス権の尊重に基づいて)持続可能な管理のための拘束力ある国際漁業協定を採用するために国連内で行われている取り組みを支援する。
19. ITFは、国と沿岸の漁業コミュニティが自国の海洋生物資源を十分に活用できない場合、UNCLOSで定義されているように、余剰資源として、漁業アクセス協定の下での短期取引を承認する。漁業アクセス協定は、地元の漁業コミュニティの権利と利益、地元の漁船員と関係する陸上労働者の両方の人権と労働組合権の保護を全面的に認識するべきだ。これらの協定は透明性があり、公平であり、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するものであるべきだ。
20. ITFは、持続可能な漁業に貢献する4つの重要な目標、すなわち、乱獲の終結、有害な補助金の抑制、持続可能な漁業に対する経済的利益の拡大、小規模漁業者の資源と市場へのアクセスの確保を実施・監視する管理機関としてFAOを支援する。ITFは、持続可能な漁業管理の目的を達成するために、FAOが拘束力のある国際協定を設定することを支持している。¹

1 FAO(2020年)によると、世界の捕獲漁業生産量は2018年に9,640万トン記録したが、世界的に漁業資源の搾取が拡大している今、この水準に戻ることもないだろう。

21. 持続可能な漁業は、世界の海洋沿岸コミュニティと労働者に健康的な食糧と良質の仕事を提供する手段を提供しますが、これは健全な資源、適切な管理、漁業制限の強制実施によって支えられる必要がある。これにより、利用される漁具の総量（漁獲努力管理、つまり 投入量 規制）または漁獲量の制限（漁獲量の管理、つまり 産出量規制）が制限される可能性がある。

漁業管理

22. 漁業資源は、適切に管理されるなら、再生可能な資源だ。しかし、有限の資源でもあるが、まるで漁獲行為が制限されていないかのように漁獲量が増加していき、もはや特定の魚種が完全に崩壊するか、経済的に立ちいかなくなることになるだろう。したがって、漁業の強度を制限することは、漁業の持続可能性を支え、長期にわたり漁船員の生計を確保するための重要な保護ツールだ。乱獲は環境問題かつ社会経済問題であり、食糧の安全保障と漁業界における長期雇用を脅かすだけでなく、海洋汚染や気候変動などの他の脅威に対する耐性を低下させる方法で、食料網（とより広い海洋環境）に影響を与える。
23. 多くの魚種が国をまたいで共有されているか、国境を越えて回遊するため、ITFは関係国間の協力と、データ収集、漁業管理とその実施など地域の漁業協定や取り決めに確立することを全面的に支援する。これらの地域の水産業管理機関が意思決定において労働者とその代表者の声を考慮することは根本的に重要だ。また、ストラドリング魚類資源や回遊魚について、効果的な合意と取り決めに確立する必要がある。
24. 洋上での操業日数や漁具の制限などの投入量制限は、そのような制度が過度な長時間、事故や死亡事故、乗組員の社会保障や福祉の欠如につながり得ることが示されている。さらに、洋上での操業日数を制限する制度は持続可能性という意味でも成果が低いことが分かっている。したがって、ITFは、労働時間に悪影響を及ぼし、それゆえに事故のリスクを高めるような場合は、そのような制度の利用に反対する。

25. 海洋や沿岸部で重要な魚の生息地、産卵場、産卵期、生態系内の生物多様性を保護するための、漁業の空間的および時間的管理（特定の漁具が禁止されている地域、または特定の時期に閉鎖されている地域）が必要であり、透明性の高い共同管理プロセスを通じて漁業会を協力しながら発展していくべきだ。
26. 漁業管理費とデータ収集は、公的資金からのみ賄われるべきではない。漁業界は、データ収集目的の漁船に利用したり、正確な漁獲量と水揚げ量のデータを記録することを支援することで、科学的データ収集のための費用を負担するべきだ。

排他的経済水域（EEZ）

27. 最大200海里までの排他的経済水域（EEZ）の採用と沿岸国の管轄権の拡大、および沿岸国が自国の国内漁業産業を発展させたことで、伝統的漁業国の漁船団の海洋資源へのアクセスが大幅に減少した。
- 同時に、以前は家内的で自給自足的であった漁業の多くが、小規模なままではあるが、工業化されている。沿岸国が自国の漁業を構築するにつれ、遠洋漁業漁船団の機会は減少し続けるが、能力過剰の結果として乱獲のリスクが高まる。EEZの設置により、個人の所有権であれ、コミュニティの所有権であれ、国の権利であれ、所有権に基づく漁業管理政策の策定が促進されている。
28. 漁業管理制度は、国に所有権のある漁業権と、区画利用権漁業（TURF）が許可されている場合は、ある程度、地元の漁業をベースにする必要がある。これは適切に規制され、管理された排他的経済水域（EEZ）によって最大限に達成できる可能性がある。このシステムは、社会的、経済的、環境的基準に従って割当が配分される、UNCLOSの下で沿岸国が保持する各国の割当や総漁獲可能量（TAC）の確立に基づくべきだ。そのような管理システムは、混獲を最小限に抑え、海への魚の投棄を禁止することも目指すべきだ。

権利に基づく管理

29. 漁業資源は公益のために利用されるべきであり、市場原理だけに任せるべきではない公的資源だ。

譲渡性個別割当(ITQ)は、公共の利益、通常は保護の見返りとして、公共資源への排他的アクセスを提供するものだが、多くの場合、ITQシステムは所有権の集中につながる一方、新規参入者の参入障壁となる。ITFは、市場だけが漁業界再編の手段となることを可能とする譲渡性個別割当(ITQ)制度の押しつけに断固反対する。

漁獲能力の管理

30. ITFは、世界の漁船隊の漁獲能力は、漁業資源の長期的かつ持続可能な利用を確保するレベルであるべきだと考える。

漁船の平均的な耐用年数が20～30年と長期になる可能性があることを考慮し、一部の地域では、全体的な漁獲能力を削減するために廃船や恒久的停止スキームが緊急に必要とされている。ただし、この状況は、グローバルな原則を採用することによってではなく、様々な漁業における漁獲能力を評価し、適切な漁獲能力削減策を採用することによって対処可能だ。仮に廃船が過剰漁獲能力を削減するための唯一の実行可能な解決策である場合、廃船スキームは、船主への保障を優先させるのではなく、労働者への保障の強化(金銭的支援と再スキル化を通じて)を優先し、公正な移行の原則のもとに行われなくてはならない。総トン数(GT)の規制による漁船の漁獲能力の削減に関して、能力の計算は、船内の乗組員の居住エリアに悪影響を及ぼすものであてはならない。

31. ITFはまた、規模の経済を押し付ける現在の経済論理と、漁船をより効率化するための高度なテクノロジーの適用は、持続可能な開発の原則と一致していないと考える。

また、新技術や進化するテクノロジーは、雇用や持続可能かつ責任ある漁業管理にどのように影響するかについても考慮する必要がある。

補助金

32. ITFは長期的には、漁業は持続可能な基盤のもとに運営されるべきだと革新する。つまり、直接的な補助金が全く存在しない状態であるべきだ(ただし、補助金が漁船員の安全を含む生活、労働条件、福祉を向上させることのみを目的とする場合はこの限りではない)。有害な補助金は廃止すべきだ。この文脈で有害な直接的補助金とは、漁業努力や能力を高めたり、あるいは補助金がなければ成り立たない活動を継続することを許可したりするような、経済的に非生産的な補助金と定義されるべきだ。

33. 業界の再編の社会的側面に対応する無害な補助金(例:早期退職制度の補助、有意義な代替雇用確保のための補助、スキル育成、トレーニング提供など)、またはより持続可能な漁業や技術、データ収集の改善などを促進する補助金であれば奨励されるべきだ。IUU漁業を行ったことが判明した船舶や、労働者の権利を侵害した船舶所有者は、補助金や公的支援の対象から外されるべきだ。

34. ITFは、過剰な漁獲と違法、無報告、無規制(IUU)漁業を支援する有害な補助金を削減し、排除するというFAOの目標を支持する。

IUU漁業と闘う

35. IUU漁業は、緊急に必要な他の社会的プログラムに費やすことのできる税収減などの大きな損失をもたらす。

IUU漁業は：

- 漁業界が持続可能に漁獲する能力を削いでいる。
- 正確なデータ収集と持続可能な漁業管理の発展に有害である。
- 労働組合(ITF加盟労組)の交渉能力を制限し、漁業会社と団体団体協約(CBA)を締結する能力を制限する。
- 国連の持続可能な開発目標(SDGs)、食糧安全保障、生活、漁業の持続可能性に対する脅威である。
- 乱獲とIUU漁業は漁船主が運営コスト(例えば、人件費、食費、救命設備、保険など)を乗組員の安全を犠牲にして削減することでもある。
- IUU漁業は、強制労働や現代の奴隷制とも言える労働者の状況を含め、他の様々な形態の国際組織犯罪が生まれやすい違法な環境を提供し、世界の海洋安全保障に対する脅威となっている。
- IUU漁業は、しばしば弱い立場にある移民漁船員に犯罪の共犯者になることを強要する。

36. ITFは、公海においても、沿岸国のEEZ内であっても、IUU漁業に断固、反対する。ITFは、世界中の政府、RFMO、政府間組織、非政府組織によるIUU漁業反対運動を支援する。

37. これには、IUU漁業を防止し、抑止し、撤廃するための寄港国措置に関するFAO協定(PSMA)の実施を支援することも含まれる。IUU漁業の防止、抑制、廃絶のための寄港国措置協定(PSMA協定)は2016年6月に発効した。これは、IUU漁業を行う船舶の水揚げのための寄港を禁じることにより、IUU漁業と闘うための唯一の拘束力のある国際協定だ。

38. ITFはまた、洋上での積み替え(漁獲物、乗組員、部品をある漁船から別の漁船に移すプロセス)もIUU漁業と見なされるべきだと考える。洋上積み替えは、契約よりも長く漁船員が海に留まり、それによって漁船員の健康と安全が危険にさらされるからだ。

39. 最後に、労働者にIUU漁業に従事することを強制する漁船主が責任を追求されるようにすることが重要だ。

環境保護と意識向上

海洋空間計画

40. 風力発電、水産養殖、マリン・アグリゲイツ（海洋骨材）、沿岸部での観光と開発など、海洋や沿岸の空間をめぐる、漁業界は今、他の利益団体と競合している。海洋空間計画（MSP）に関するこれらの決定と開発においては、漁船員の見解を考慮に入れる必要があり、管理または計画に同意して実施する前に、社会的、環境的、経済的影響を評価して公開する必要がある。これは、「ブルーエコノミー（海洋産業）」の新産業が、重要な漁場でもある海域の空間とアクセスをめぐる競争を展開している現状では特に懸念される。
41. ITFは、漁業界との協議と、漁場、食糧安全衛生、持続可能な開発に対するいかなる悪影響についても、補償を行うことを検討し、適切に対応がなされるべきだと確信する。

海洋保護区

42. ITFは、重要な魚の生息地、生物多様性の高い地域、主要な商業魚資源の産卵場を保護するために海洋保護区（MPA）を指定して管理することを支持する。これらのMPAには、最新の科学情報と、その実施への漁業セクターの参画と内包が必要だ。
43. ITFは、国際的な目標を達成するためだけに、管理や強制実施なしに存在する「机上の自然保護区」を支持しない。MPAが成功する保全ツールであるためには、きちんとした利益をもたらさなければならない。漁業や水産養殖など、これらの区域での活動の適切かつ効果的な管理を開発することは、漁業セクターと協議して行われ、すべての海の利用者と市民社会を考慮する必要がある。

漁具の選択性

44. 漁具の適応と選択的な技術は、望まない魚の漁獲量を減らすのに役立つ。漁具の設計と改良の試みへの投資、漁業界や科学団体との協議により、対象外の種であれ海洋生息地であれ、漁業による悪影響や外部性を減らす機会を提供する。
45. ITFは、混獲を減らし、特にウミガメ、サメ、クジラ目、海鳥などの絶滅危惧種の付随的捕獲を軽減するための選択的な漁具の開発と取り組みを支援する。

海洋汚染と環境

46. 健全な海洋環境は、持続可能な漁業と回復力のある海洋生息地保護の基本だ。海洋汚染は絶対的最小限に抑える必要がある一方、観光や水産養殖を含む沿岸地域の開発にあたっては、漁業や環境への影響も考慮されるべきだ。
47. 健全な海洋環境の存在は、持続可能な漁業、魚介類の繁殖、機能的で回復力のある海洋生息地のために最も重要だ。
48. 汚染の影響、漁業資源の繁殖能力と生産性への影響、海洋生態系についての理解を深めるために、国際レベルと国内レベルの両方で海洋科学の研究を拡大する必要がある。この分野に関する国レベル、国際レベルの研究により、科学者が、海洋汚染が漁業資源にどのように影響するか、また、その後の漁業管理体制（空間管理や割当を含む）について、より正確な科学的アドバイスを提供できるようになる。

気候変動と公正な移行

49. 漁業は、世界の食糧品セクターからの温室効果ガス(GHG)排出量の約4%を占めている。国連気候変動枠組条約の2015年パリ協定が定めるように、世界の気温上昇を1.5°Cに抑える上で、役割を果たすためには、漁業の脱炭素化が不可欠だ。最低限でも、漁業はIMOの2023年温室効果ガス戦略に沿わなければならない。この戦略は、海運業界に対し、2050年近くまでに温室効果ガス排出量を正味ゼロにし、2030年までに30%削減するよう努力することを求めている(2008年レベルと比較して)
50. 漁業の脱炭素化は、気候変動への適応から生じる課題やリスクも含め、漁船員にとって公正な移行があって初めて可能となる。

気候への適応とは、気象パターンの変化が漁船員に与える影響への対応を意味する。これには、海水温度の上昇や生息地の破壊による漁業資源量への脅威、暴風雨の頻発による漁船員や漁具、港などの主要インフラへの影響、気温上昇による熱ストレスや脱水症のリスクなどが含まれる。こうしたリスクは、漁業の持続可能性を守るための世界的な気候変動対策の重要性と、所得保護などの社会保護対策や安全衛生対策など、漁船員を支援するための具体的な対策の重要性を浮き彫りにしている。

51. 漁船員のための公正な移行では、アンモニア、水素、電池などの代替燃料やエネルギー源を利用する低排出漁船への転換など、漁業における気候変動緩和策の影響にも対処しなければならない。漁業は、すべての漁船員が、追加の経済的負担や上陸休暇に影響を与えない質の高い訓練を受けられるようにすること、また、漁船員がこれらの新技術の導入から生じる新たなリスクから保護されるよう、強固な安全衛生対策を確保することを含め、漁船員のための公正な移行措置に沿うべきだ。
52. 取るべき国内外の政策措置には、漁業国の国が決定する貢献(NDC)に、漁業の公正な移行に関する具体的な約束を確保することが含まれること、有害であり、IUUによって引き起こされる持続可能な漁業と漁業からの二酸化炭素排出量の両方にマイナスの影響を及ぼしているため、化石燃料への補助金をなくすこと、漁業からの排出量の確実なデータ収集を導入することで、漁業労働の正式化(フォーマル化)を可能にすることが含まれる。



国際規制の枠組み

責任ある漁業のための行動規範 (CCRF、1995年)

53. 責任ある漁業のための行動規範 (CCRF) は、責任ある漁業観光と水産業の発展のための原則と国際基準を設置している。CCRF は、環境と調和した水生生物資源の持続可能な利用を確実にするための政策や制度的枠組みや法律を含む、国内と国際の取り組みが参照できる資料としての役割を果たす。CCRFには、すべての国、旗国、寄港国、市場国の義務と、RFMOの役割に関する規定が含まれている。
54. CCRFの第8条(漁業に関する)は、責任ある漁業慣行の原則を規定している。第8条は、海上での安全、社会保障、漁業におけるディーセントな雇用、漁業技術、漁業金融および保険に関連する側面を含め、責任ある方法で漁業が行われるよう担保する国の義務について規定する。

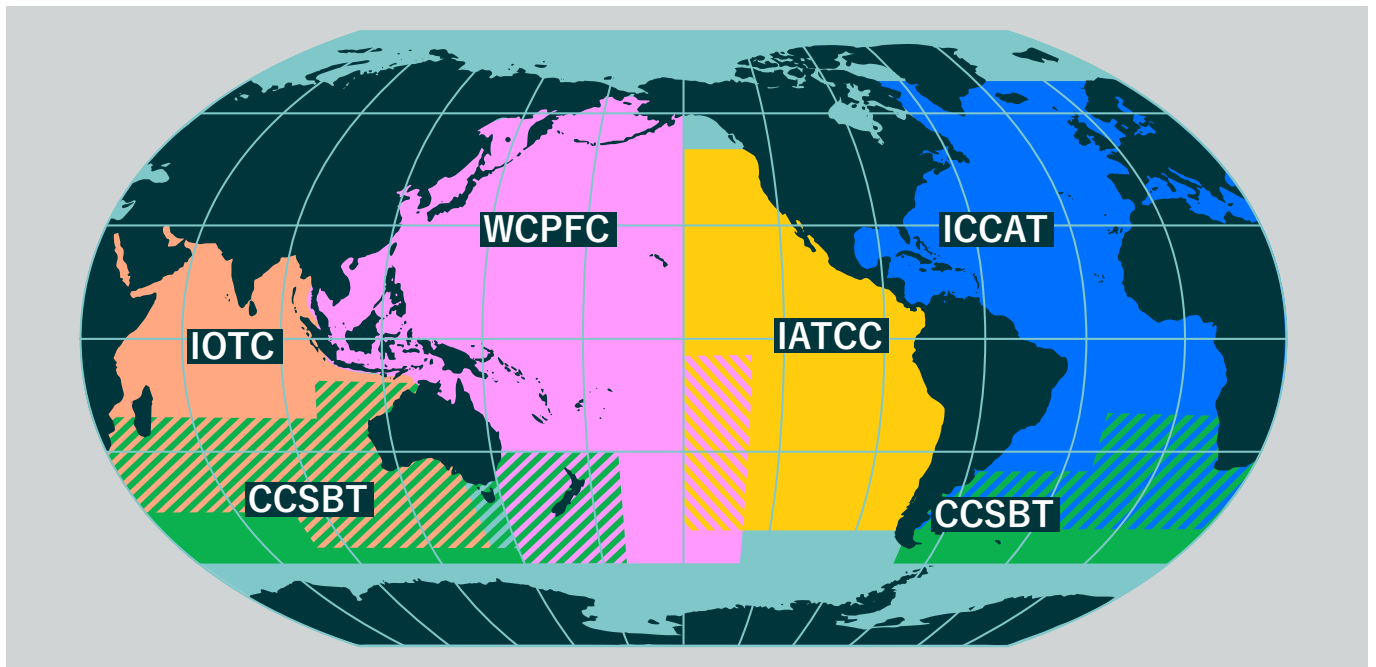
寄港国措置に関するFAO協定(PSMA協定)

55. 寄港国措置に関するFAO協定(PSMA協定)は、IUU漁業を防止し、抑止し、排除することを特に目的とした初の国拘束力のある国際条約だ。その主な目的は、IUU漁業に従事する船舶が港を使用して漁獲物を水揚げすることを阻止することだ。同協定は、他の条約やツールを補完するものであり、生きている海洋資源や海洋生態系の長期的な保護と持続可能な利用を確保することを目的とした、法的拘束力のある国際的な漁業関係条約の国際的な枠組みの一部を成す。

地域漁業管理機関 (RFMOS)

56. 地域水産管理機構(RFMO)はその加盟国は特定の地理的区全体で、漁業資源を持続可能な方法で管理することに関心をもつ国際機関だ。
57. RFMOがデータ主導で、科学的限界を尊重し(MSYをターゲットとして扱わず)、その運営と意思決定プロセスにおいて公正かつ透明性を保つ限りにおいてという条件付きで、ITFはRFMOの活動と役割を支持する。RFMOの活動は、関連する持続可能な開発目標(SDGs)を含む、持続可能な漁業とディーセントワークを目指す、最も重要な政策目標に貢献するべきだ。
58. RFMOは、責任ある漁業管理慣行の一環として、漁船の労働条件に対応しなければならない。また、強制労働を防止するための管理計画と政策を策定し、RFMOの活動において、ILO188号条約の実施を確実に順守する必要がある。ITFは、組合と漁船員(またはその代表者)が、RFMOの運営と意思決定機能において、明確な役割と機能を持たなければならないと考える。

グローバル管理の概観



CCSBT: みなみまぐろ保存委員会

IATCC: 全米熱帯まぐろ類委員会

ICCAT: 大西洋まぐろ類保存国際委員会

IOTC: インド用まぐろ類委員会

WCPFC: 中西部太平洋まぐろ類委員会

第3章 労働条件と社会的側面



主なメッセージ

- 漁業部門は、複雑な国際的サプライチェーンを持つグローバル産業であり、漁船員や水産物加工労働者の条件を改善するためには、一連の法的・実措施的措置が必要だ。
- ITFは、漁船員とその地域社会のために、国際条約の策定と改善に積極的に参加している。
- ITFは、基本的権利に関する原則を尊重し、促進し、各国が尊重すべき義務に基づき、また、以下のILOの中核的条約に揺られている基本的権利に関する原則に基づいて、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言に全面的に賛同する：
 - 結社の自由と団体交渉権の実質的な承認
 - あらゆる形態の強制労働の撤廃
 - 児童労働の実質的撤廃
 - 雇用と職業の差別撤廃
 - 安全かつ衛生的な労働環境
- ITFは、グローバル・サプライチェーンの頂点に君臨する大手企業に、漁船員のためのディーセントワーク確保する責任を課す、企業の説明責任に関する法律を支持する。ITFは、漁船員と労働者の最最大の利益を適切に保護する人権デュー・ディリジェンス(HRDD)方針を実施するよう、ブランドや大手企業に直接働きかける。漁船員とその労働組合の視点が、企業の社会的責任の取り組みの中心に据えられなければならない。
- ITFは、強制労働や人身売買で汚された水産物の輸入を妨げる国内・国際レベルの法律を歓迎する。
- 漁船員も陸上労働者と同等の待遇を享受すべきであるため、ITFはILO188号条約を世界各国が批准し、適切に実施することを支援する。国レベルでの意味ある取り組みが必要だ。ITFと加盟組合は、大幅な改善が必要な場合、ILO188号条約の国内法に盛り込むことを目指して取り組む。

- ITFと加盟組合は、「雇用とディーセントワークの主流化のためのILOツールキット」を支援している。このツールキットは、国レベルの政策改革を通じてディーセントワークを促進するための様々なツールも提供している。漁業におけるディーセントワークの確保は、国際基準や企業の思惑だけでなく、必ず漁船員やその代表組織の視点を考慮しなければならない。
- ITFは、海上で漁船員を保護するため、ILO188号条約に沿った外国漁船の査察を含む、ポートステートコントロール(寄港国管理)メカニズムの実施を提唱する。労働条件に関する拘束力のある措置はRFMOsが採用し、ILO188号条約やその他の関連するILO基準との整合性を確保すべきだ。漁業を管理するRFMOと、安全・労働問題について船舶を査察するポートステートコントロールとの間で、正式かつ定期的なデータ共有が行われるべきだ。
- 漁船員の労働条件は、商船の労働条件(2006年の海上労働条約(MLC))と同等でありつつ、漁業に適用される固有の条件への対応にも十分な配慮がなされるべきだ。
- 漁船員の労働条件は、原則として、船主と適切な水産労働組合との間の労使交渉と労働協約の結果、得られるものであり、ILOが採択した中核的労働基準を満たし、ILOのディーセントワーク・プログラムとILO188号条約などの国際条約や基準に示された原則を反映するものでなければならない。
- 国内法は、国内の労働市場の状況や慣習に応じて、そのような協約に定められた条件を補完する必要がある。
- **漁船員の間に安全文化を醸成することは、漁業に携わるすべての人にとっての優先事項であるべきだ。**安全文化は、社会条件や労働条件を含むすべての側面に対する全体的なアプローチの採用を必要とする。

人権と労働権

基本的労働権

59. 漁船員の権利を規定する国際的な法文書はいくつかある。これらの法律文書の一部は、一般的に適用可能であり、すべての労働者の人権を保護するための措置を講じる義務を国に課している。
60. 国際的な観点から、各国は様々な人権条約と国際労働基準（ILO条約および勧告）に課される義務を負う。ILO条約を含む条約は、条約を批准したすべての国を拘束する。条約の締約国が義務を遵守しているかどうかをチェックするメカニズムもある。例えば、個々の苦情処理メカニズムや監督機関による監督がある。
61. 労働者の権利に関連する2つの最も重要な条約は、市民的及び政治的権利に関する国際規約と経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約だ。これらを総合すると、結社の自由と団体交渉、平等と非差別、強制労働、児童労働、賃金、安全衛生、社会保障、労働時間の制限などに関する、数多くの労働者の権利と保護が具体化されている。
62. 1998年、ILOは、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言を採択した。これは、ILO加盟国が、関連する条約を批准したかどうかにかかわらず、4つのカテゴリーの原則と権利を尊重・促進することを義務づける。これらのカテゴリーとは、
 - 結社の自由と団体交渉権の実質的な承認
 - あらゆる形態の強制労働の撤廃
 - 児童労働の実質的撤廃
 - 雇用と職業の差別撤廃
 - 安全かつ衛生的な労働環境
63. 安全で健康的な労働環境は、労働における基本原則であり権利である。ILOは2022年6月、これを第5の原則として加えた。つまり、職業安全衛生はもはやオプションとは見なされないことを意味する。ITFは、人権に基づく労働安全衛生への、このアプローチを支持する。

人権デューデリジェンス と水産物サプライチェーン

64. 国連のビジネスと人権に関する指導原則では、人権デューデリジェンス(HRDD)を、「人間の人権に対する悪影響を把握し、防止し、軽減し、この責任を負う」プロセスと描写している。したがって、HRDDとは、当該のビジネスやセクターの規模と範囲に適応させ、かつ、起こり得るリスクの重大度に関連させる形で、それぞれの人権に関する責任を説明かつ実証するプロセスである。HRDDは既存のビジネスのリスク管理システムを反映しているが、(会社に対するリスクではなく)人間へのリスクに焦点をあてている。
65. ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(MNE宣言)には、HRDDは労働者団体を含む、潜在的に影響を受けるグループやステークホルダーとの有意義な協議を含むべきであると記されている。また、結社の自由や団体交渉が果たす中心的な役割や、進行中のプロセスの労使関係や社会的対話も考慮しなければならない。
66. 企業のデューデリジェンスと、労働者の意見を聞き、是正することができる運用レベルの苦情処理メカニズムは切り離せないものだ。また、多国籍企業は、自社のビジネスパートナーに働きかけ、人権侵害に対する効果的な是正措置を提供するべきだ。こうしたメカニズムは、特に国際的な原則や職場での権利が確保されていない国でビジネスを行う場合は、個々の労働者の苦情に対して開かれたものである必要がある。
67. 関連する国際法の批准と効果的な実施、労働者や労働者の代表者との適切な協議、国、部門、港湾、船隊、船舶、または企業レベルでの公式の社会対話と団体協約(CBA)の実施はすべて、188号条約の重要な部分をなし、任意の基準によってないがしるにできるものではない。
68. 任意の基準はその有効性や、その広範な影響についての十分な批判的検討が行われておらず、企業に権利侵害の責任を負わせたり、人権を保護したり、生存者や被害者に救済策を提供する効果的なツールではない。企業や他の利害関係者の間の学び合い、対話、信頼構築をサポートすることはできるかもしれないが、人権保護のために依拠できるものではなく、公的規制に代わるものでもない。また、諸権利の保持者を企業の虐待から保護する必要性をなくすものでもない。
69. 水産物の近代のサプライチェーンは複雑で、多くの国にまたがって複数の事業者が関わっている。このように関係が複雑であるということは、大手国際企業がコストを削減し、サプライチェーン全体の労働条件を見て見ぬふりをしていることを意味する。
70. ITFは、企業に自社のサプライチェーンが搾取や権利侵害とは確実に無縁なものとなるよう担保することを強制する人権デューデリジェンス法の設置を要求している。ITFは、既存の企業の社会的責任(CSR)制度と任意基準は、法的強制力がなく、説明責任や法的予測可能性を欠いているため、十分ではないと確信する。

水産業における奴隷労働および強制労働

71. 特に漁船員、とりわけ移民漁船員は、ブローカーや採用代理店にだまされたり、力による脅威や借金による束縛によって漁船で働くことを強要されたりしやすい。また、乱獲、IUU漁業、犯罪、人身売買、強制労働の間には明確な関連性があることも明らかになっている。訓練や適切な言語スキルの欠如、安全や労働基準が強制実施されないことにより、漁船員は特に強制労働や人身売買の被害を受けやすい。
72. 強制労働の使用の禁止は、国際人権法では断固たる基準として広く見なされている。すなわち、国際社会によって、いかなる逸脱も許されない規範として受け入れられている国際法の基本原則だ。実際、強制労働からの自由は、社会正義を達成するために極めて重要であるとILOは考えている。
73. 労働の強要あるいは強制労働は、ILO第29条約の第2.1条に、「本条約において『強制労働』とは、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつその者が自ら任意に申し出たに非ざる一切の労働をいう」と記されている。強制労働の定義の構成要素は、ILOの監督メカニズムによって時の経過とともに構築されてきた。その見解には漁業に適用できる有用なものがある。
74. たとえば、「**処罰の脅威**」には、罰則的制裁だけでなく、身体的暴力、心理的強制、身分証明書の没収、権利と特権の喪失など、他の形態の強制も含まれる。他の処罰としては、債務に関連する経済的処罰などの金銭的な性質のものも含まれる。他の処罰としては、債務に関連する経済的処罰などの金銭的な性質のものも含まれる。
75. 「**任意の申し出**」とは、一般的に、雇用関係に入る際に労働者に自由に与えられたインフォームドコンセント(説明を受け納得したうえでの同意)と、雇用関係を離脱する自由を指す。労働者のこの自由を妨げる外部の制約または間接的な強制には、労働者が騙されたり、虚偽の約束によって誘導されたり、雇用主のなすがままに雇用関係に留まることを余儀なくされたりする状況が含まれると理解される。ILOはまた、雇用時点での同意が、労働者を騙したり、不正によって得られたりした場合は無効であると見なされる可能性があると考え。したがって、申し出の任意の性質は、法的、身体的、心理的な強制など、その後起きる出来事によって実質的に否定される可能性がある。労働者が自由に雇用を選択する権利は絶対的なものであり、すなわち、受け入れが自発的であったとしても、雇用関係を離脱することを制限することは強制労働と見なされ得る。
76. 強制労働状況の存在の最も一般的な兆候を表すILOの強制労働指標には、脆弱性の濫用、虐待的な労働・生活条件、過度の残業が含まれる。
77. 2014年、ILOは29号条約の議定書を採択した。この文書は、一般に強制労働議定書として知られている。29号条約と同様、同議定書は法的拘束力のある条約であり、保護、予防、補償に焦点を当てることにより、あらゆる形態の強制労働に取り組むための新たな措置をとることを各国に義務付けている。重要なことに、これらの新しい要素は、29号条約の採択以降に出現した様々な新しい形態の強制労働の根本的な原因に対処する上で役立つ。例えば、雇用主が自社のビジネスモデルとビジネス慣行、サプライチェーンにおいて強制労働を回避するためにデューデリジェンス(注意義務)を果たすための要件が含まれる。

労働条件

78. 人身売買の定義は、2000年の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する、「人身売買(とくに女性と子ども)を防止し、抑制し、処罰するための議定書」に記載されている。その3条(a)には、総合的に考えて人身売買が行われていると決定できる3つの要素が規定されている:
79. **行動:** 採用、移動、移転、潜伏、人身の受け入れ
80. **方法:** 禁止されている行為の1つを達成するために使用される手段とは、すなわち、脅迫あるいは力、あるいは他の形態の強要、誘拐、詐欺、欺瞞、権力の乱用や脆弱な立場の利用、また、ある者が他人をコントロールするための同意を得るために支払いや利益を授受することなどだ。
81. **目的:** 上述の手段を利用したこの行為が搾取を目的として行われたかどうか。国連議定書は、「搾取」には少なくとも、他人の売春からの搾取、他の形態の性的搾取、強制労働またはサービス、奴隷化もしくはこれに類する行為、隷属または臓器の摘出」が含まれると規定している。
82. 2007年にILOが実施した一般調査において、強制労働を目的とした人身取引が特に焦点となった。
83. 国連海洋法条約(UNCLOS)第99条(奴隷輸送の禁止)、ILO漁業労働条約(第188)、漁船の安全基準に関する2012年IMOケープタウン協定、FAO 違法・無報告・無規制(IUU)漁業の防止、抑制、廃絶のための寄港国措置協定(PSMA協定)は、国際水産業における強制労働の実態を把握し、根絶するための追加的措置を提供している。
84. 漁船員の労働条件は、他の陸上産業と同じ一般原則に沿って規制されるべきであり、商船の労働条件と同等であるべきで、さらに漁業特有の条件への配慮が十分になされるべきだ。
85. 漁船員の労働条件は、船主と適切な水産労働組合の間の労使交渉と労働協約の結果であるべきだ。また、ILOが採択した中核的労働基準に完全に準拠し、ILOのディーセントワーク・プログラムとILO188号条約やその他の国際条約と基準に定められた原則を完全に反映したものであるべきだ。国内法は、国内の労働市場の状況や慣習に応じて、そのような協約に定められた条件を補完する必要がある。
86. 漁業は困難で過酷な職業であり、このことは、陸上労働者が享受する退職金制度と同等の給付を提供する早期退職制度の提供を通じて認識されるべきだ。
87. ILO188号条約は、世界の漁業が抱えるこれらの労働権の問題に対処するため、緊急に必要とされている手段を提供するものだ。188号条約の早急な批准と実施、適切な管理、国際基準の引き上げは、労働組合運動の喫緊の優先事項であり、ITFとその加盟組合は、各国政府にもこの点を最優先させるよう、働きかける必要がある。ILO188号条約は最低基準を定めているが、組合は労働権の尊重と漁業労働者の保護を確保すべく、政府やその他の利害関係者に最低基準を上回る基準を設定するよう圧力をかけるべきだ。
88. このITFの方針は、漁業に対する統合的なアプローチを採用し、社会的、環境的、経済的側面を考慮したものである。持続可能な漁業は、水産資源を管理するだけでなく、漁船員にも安全な職場とディーセントワークを提供するものと見なされるべきだ。ITFはまた、すべての生きた海洋資源の持続可能な利用が、漁船員がディーセントな条件で雇用されたり、世界の食糧供給と沿岸地域社会に貴重な貢献をするための安定した基盤を生み出したりすると確信している。

2007年ILO漁業労働条約 (ILO188号条約)

89. ILO188号条約は3大国連条約の一つだ。他の2つとは、IMOで採択された漁船の安全に関するケープタウン協定と、国連食糧農業機関(FAO)で採択された、世界の違法・無報告・無規制(IUU)漁業の防止、抑制、廃絶のための寄港国措置協定(PSMA協定)である。もう1つの重要な条約は、IMOの1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)である。
90. ILO188号条約は2017年11月に発効し、世界中の漁船員の適正な労働・生活環境、例えば安全衛生を確保することを目的とし、使用者の義務の基本的な枠組みを定め、それに対応して政府が国内法に最低基準を盛り込むことを義務づけている。ILO188号条約では、すべての漁船員が、書面による雇用条件の提示、適切な宿泊施設と食糧、医療の提供、労働時間の規制、本国送還、社会的保護、船内での安全衛生の確保を権利として与えている。
91. 旗国、沿岸国を問わず、ILO188号条約の批准と実施は、漁業で働く人々にとって急務だ。2020年には、世界の4000万人の男女が捕獲漁業に従事していると推定された。これらの人々は、極めて危険かつほぼ無規制の状態で働いている。したがって、ITFは、個々の漁船員が海面漁業で活動している期間中も、引退した後も、陸上労働者と同等の待遇(労働環境、社会保障、医療保険など)を享受すべきであり、水産部門に特化した188号条約とILO漁業労働第199号勧告の世界的な批准と完全かつ適切な実施を全面的に支持する。
92. 188号条約には、代表権、団体交渉、安全な労働環境など、実施すべき最低限の強制要件が盛り込まれている。188号条約は、漁船員の労働組合やITF加盟組合が漁船員の保護を目指して闘う際の、一連の最低限の原則を提供している。これにより、漁業をさらに規制するための出発地点としての具体的な基準が設置された。同条約がなければ、多くの漁船員の存在感はないままで、無防備で、搾取され続けることになるだろう。

93. 同条約は特別な二層構造をもっている。第一には以下を対象とする：
- 24メートル以上の漁船
 - 7日以上、海上に滞留する漁船
 - 沿岸から200海里を超えて操業する漁船
 - 大陸棚の外縁を超えて操業する漁船
 - これらの漁船に乗り組む漁船員
94. 第二に、上記以外の漁船とそれに乗り組む漁船員を保護することである。
95. 各国の主管庁は、以下のILO第188号条約の規定を履行するために、法律、規則またはその他措置を講じなければならない：
- 船舶と漁船員の安全のために、漁船船主及び船長の責任を明確化する。
 - 漁船に乗船するための最低年齢を規定する。
 - 全漁船員に漁船で就労するための適性を証明する定期的な健康診断を受けることを求める。
 - 漁船に十分かつ安全な乗組員を配乗(乗組み)させ、能力を有する船長の継続的な管理下に置くことを求める。
 - 乗船する漁船員に十分な休憩時間が与えられることを確保する。
 - 漁船に乗組員名簿を備えつけ、乗船する漁船員全員が署名済の雇用契約を備えることを求める。
 - 雇用契約が終了した場合に、漁船員に本国送還される権利を与える。
 - 漁船員が仕事を確保するために、手数料を支払わされたり、賃金から採用費を差し引かれたりすることを禁止する。
 - 人材派遣・斡旋会社が、漁船員が仕事を確保することを阻止するような仕組みやリストを使用することを禁止する。
 - いかなる民間の人材派遣・斡旋会社も、運営を許可されるためには、適切な規制と管理がなされることを求める。
 - 漁船員への支払い方法について対応する。
 - 生活居住空間及び乗船中の食糧に関する詳細な最低基準を設定する。
 - 労働安全衛生の最低要件を確立する。
 - 漁船乗船中の医療の必要性を強調する。
 - 社会保障規定による利益を漁船員が享受することを確保する。
96. ILO第188号条約は、以前の基準(ILO第102号条約：社会保障(最低基準))が社会保障規定において船員及び漁船員の適用除外を認めていたことから、国内法によって漸進的に漁船員を保護することを規定している。

雇用条件

船上での労働時間と海上での最長滞在期間

97. 漁船員は、試用期間終了後すぐ、通常、正規の雇用契約で雇用されるべきだ。
98. 漁船員は、最長8ヶ月間、船上で継続的に従事するものとするが、この期間は、運航の都合上、9ヶ月に延長することも、7ヶ月に短縮することもできる。
99. 一航海の航海期間が30日を超える場合、会社は漁船員の休息および(また)レクリエーションのための寄港を提供する。 漁船員の休息のための寄港には、乗組員に十分な休息が与えられている限りにおいて、その他の理由(物資補給、給油、食糧補給など)のための寄港を含ませることができる。
100. 長さ45メートルおよび(または)総トン数950トン以上の大型漁船については、入港までの最長海上滞在期間を3カ月に制限すべきだ。
101. 小型船については、入港までの海上滞在期間を短縮することを検討すべきだ。
 - 長さ24～45メートル、および(または)総トン数300～950トンの漁船は、2ヶ月間とすべきだ。
 - 長さ24メートル以上および(または)総トン数100～300トンの漁船については、1ヶ月間にするべきだ。

報酬制度

102. 伝統的に漁船員の給料は、漁獲及び漁獲物の売り上げから派生する収益に直結している。しかし、この制度は危険な漁業実態や利用可能な水産資源の非効率な利用に繋がりが得る。
103. このような「漁獲の分配(歩合)」制度は、団体協約の結果により、異なる賞与制度(漁獲の価値の分配に基づくもの)によって補われ得る、固定月額最低保障賃金制度の創設によって改革されるべきだ。
104. 仮に毎月固定された最低保証賃金システムのアプローチが採用された場合、交渉によって得られた固定給は、公平で透明性があり、漁獲分配を差し引く前の費用を漁船員が検証可能な形で明記した、「歩合給」や「ボーナス」制度で使われる最低保証賃金を超えるものでなければならない。
105. 「歩合給」ベースの報酬制度が存在する場合は、以下であるべきだ:
 - 公平かつ透明でなければならない。
 - 市場において最高と思われる漁獲物の価格を確保しなければならない。
 - 漁獲分配を受ける漁船員数を確定しなければならない。
 - 漁獲の分配を変更する場合の手続きを定義しなければならない。
 - 漁船員の間で公平な分配率を保障し、漁船員と船主/船舶の間の分配を明確に定義しなければならない。
 - 分配を割り当てる以前に控除される費用が明記されなければならない。
 - 未収分の分配を受け取れる時期を明確に定義しなければならない。
 - 分配の計算の根拠を漁船員が個別に確認できなければならない。

就労機会と構造改革の結果

106. 産業の再構築には、代替訓練や雇用機会の提供、個人レベル、コミュニティレベルの両面で漁船員に適した代替業務の創出など、漁業産業からの離脱者への配慮も必要だ。
107. 構造改革のプロセスは、早期退職制度の提供と資金提供、有効な代替雇用のための漁船員訓練の提供と資金提供を通じたジャスト・トランジション(公正な移行)の概念に基づかなければならない。
108. ITFは、海洋生物資源の長期にわたる持続的な利用と同様に、いくつかの資源の回復を可能とするために必要な短期的な調整の両方を検討する必要があると確信する。これは、資源が回復した将来において、必要な専門性と技能を確保する必要があることを意味する。
109. 構造改革の結果、生じ得る社会的影響について検討し、漁業産業から恒久的に離職せざるを得ないであろう者に対し、以下の点で特別の注意を払うことが必要不可欠である：解雇される漁船員に対しては、以下の特別な配慮がなされるべきだ：

- ・ 解雇される漁船員の代替雇用機会及び職業訓練としては、船舶運航、漁業モニタリング、データ収集及び漁業管理等の職種を含めなければならない。
- ・ 漁船員に対する代替雇用機会の創出。多くの場合、適した代替業種は観光業と提案されるが、これは適切ではない。海面漁業に依存する地域の多くで観光業を創設する機会は制限されており、観光業を創設しても、しばしば低賃金の不安定雇用の機会が創出されるに過ぎない。
- ・ 漁業地域社会における代替可能かつ適切な雇用機会の創出。
- ・ 乱獲やIUU漁業に由来する経済力によって、FONCの漁業活動に参画することが漁船員に強いられない。そのような慣行は持続可能なグローバル漁業体制構築への動きを根本的に妥協させ得るからだ。

労働安全衛生

110. 安全で健康的な労働環境は、労働における基本原則であり権利である。ILOは2022年6月、これを第5の原則として加えた。つまり、職業安全衛生はもはやオプションとは見なされないことを意味する。ITFは、人権に基づく労働安全衛生への、このアプローチを支持する。
111. 安全で健康な環境に対する基本的権利に関する原則は、1981年の職業上の安全及び健康に関する条約(第155号条約)、2006年の職業上の安全及び健康促進枠組条約(第187号)のテーマであり、これらの条約は現在、基本的条約とみなされている。これらの条約には、危険の種類に関係なく、すべての活動分野とすべての労働者を対象とする一般的範囲規定が含まれており、他の特定のILO条約で規定されている安全衛生措置の基礎となっている。漁業労働がしばしば危険な性質を持つことを念頭に置けば、漁船で働く労働者の安全と健康については、漁船員が医学的に見て漁業労働に従事するのに適しているかを担保することを含め、特別な配慮が必要である。
112. 漁業は、世界で最も危険な職業の一つであることに疑いなく、ILOによって危険な産業として正式に指定されている。毎年、何千人もの命が失われ、大きな悲しみを生み、しばしば漁船員の家族が経済的困難に陥る原因となっている。漁業操業の性質上、漁業が漁船員に影響を与える多くの災害や事故の主たる原因となっているという明確な証拠がある。
113. 漁船員の間に安全文化を醸成することは、漁業に携わるすべての人にとっての優先事項であるべきだ。安全文化は、規則のみを通じて作られるものでなく、社会および労働条件を含め、あらゆる側面においてホリスティック・アプローチを採択することが必要である。また、危険な慣行の一切を排除することが求められており、多くの事故は防ぐことができる」と認識することも求められている。
114. 漁船は、漁船員における伝統的な職務上の疾病や事故を可能な限り防止する方法で設計・設備されたものでなければならない。更に、漁業のための適切な技術基準及び多様な漁具の使用並びに洋上での手順(例:作業パターン)のための要件を採択し、人的要因とそれが事故にどのように影響するかに対処する必要がある。
115. 漁船における事故の主要原因の一つは、疲労である。したがって、労働時間と休憩時間に対応する規制が創設されて厳格に適用されることが必要不可欠である。漁船の乗組み基準は、操業海域と漁業の種類を考慮して安全な航行と操業を確保できる国内基準によって確立されなければならない。

健康診断

116. 漁船員には、他の乗組員へのリスクを軽減し、漁船の安全な操業のため、環境面および航行面の安全のため、個人の安全と健康を守るため、健康診断を受けることが義務付けられている。
117. ILO第188号条約とIMOの1995年STCW-F条約は、漁船員に健康診断書の保持を義務付け、記録すべき情報について詳述し、特に評価を行うべき適性の側面を記載している。
118. IMOとILOは、2024年2月にそれぞれ健康診断のガイドラインを採択した。これらのガイドラインは、第188号条約と1995年STCW-F条約の要件に従って漁船員に漁業者に適用される。
119. これらのガイドラインを実施する際には、以下を確保することが不可欠だ：
 01. 第188号条約前文に概説されている基本的権利が尊重される。
 02. 海上での人命の安全と海洋環境の保護の観点から、漁船に乗船する漁船員は、資格を有し、その職務に従事する適性がある。
 03. 健康診断書は、漁船員が果たすべき職務に照らして、漁船員の健康状態を真に反映したものである。
120. ILO188号条約では、漁船員は、職務を遂行する適性を証明する有効な証明書がなければ、漁船で就労してはならないと規定されている。しかし、188号条約はまた、管轄当局に対し、小型漁船や短期間の航海に従事する漁船員に関して、この要件の適用にある程度の柔軟性を提供しており、また、特定の国情に照らして、特定の船舶に対して、この要件を段階的に適用することができるとも規定している。

職場安全衛生ポリシー

121. 2014年、ITF水産部会は、詳細かつ包括的な職業安全衛生ポリシーを採択した。本ポリシーの目的は、漁船安全衛生のために、ITF水産部会加盟組合、現場代表、漁船員の代表者と組合員に実務的な指針を、以下の点について提供することである：
 - ・ 漁業産業全体に安全文化を形成する。
 - ・ 事故、災害その他漁船の雇用に起因する漁船員への有害な影響を防止する。
 - ・ 安全衛生に関する責任が理解され、政府、漁船船主、漁船員並びにその代表を含む全漁業関係者の優先事項として保たれることを確保する。
 - ・ 漁船の安全衛生を改善するため、政府及び漁船船主団体との全国、地域、会社レベルでの協議と協力を促進する。
 - ・ 乗船中の安全衛生を改善するため、漁船員が適切に代表されることを保障する。
122. 本ポリシーは、2007年のILO漁業労働条約（ILO第188号条約）及び2007年のILO漁業労働勧告（ILO第199号勧告）に規定される助言、その他ILO、IMO、FAOによる漁船員の安全衛生に関する文書または指針を考慮し、かつ、盛り込んだものである。
123. ITFの安全衛生ポリシーは、特定の安全衛生問題をカバーする14の章と、重要な健康問題に対応するための6つの附属書によって構成されている。更に、別の2つの附属書は、ITFの内部また国内的なベストプラクティス例を記述している。同ポリシーの全文は本文書の附属書3として添付される。

職業紹介/外国人漁船員の保護

124. 漁船主と運航者は、少なくとも、職業紹介チェーンについて、信頼でき、説明責任のあるデューディリジェンス(精査)を行うべきだ。
125. 現在必要なのは、明確な責任と透明性及び独立した監査を受ける職業紹介業者が、漁業界への人材供給を行うべきであり、彼らは運航と採用の過程に対して責任を持つべきだとITFは確信している。すべてのステークホルダーは、移民漁船員が自発的に就労し、債権による拘束や強制労働から解放され、公平な賃金の支払いを受け、搾取されていないことを確認するよう努力すべきだ。
126. 報酬の支払い、健康診断の手配、場合によっては訓練といった責任も、国家資格をもつ配乗代理店の管轄となる(ILO188号条約第22条)。それにもかかわらず、条約が全面的に批准され、実施が強制されない限り、必ずしも全ての労働供給国がILO第188号条約の規定に拘束されるわけではない。

青年漁船員及び漁業における児童労働の防止

127. About 70% of the estimated 160 million child labourers in the world work in agriculture and fisheries².
128. 本ポリシーでは、最低年齢に関するILO第138号条約に基づき、児童労働を、健康、安全若しくは道徳を損なうおそれのある性質を有する労働、または児童が義務教育を受けることを妨げる労働と定義する。
129. ITFは、児童の権利と児童労働に関する関連国連・ILO条約の効果的な実施を要求する。
130. 特に、最低年齢要件は満たされなくてはならない。ITFは、公海漁業に従事する一般的な最低年齢を18歳以上とすることを支持する。

漁業に従事する女性

131. 女性は、養殖、漁獲、漁獲前後の活動、漁具の修理、販売など、漁業のあらゆるセクターや分野で、内陸、沿岸、沖合で、有給・無給の職種に従事している。しかし、女性は漁業分野において男性と同じ権利、給料、労働条件、機会を与えられていない。
132. 漁業における女性の貢献は、往々にして認識されていない。特に、小規模漁業における女性の役割は、家庭内の業務の一部と見なされているため、正式に認識されていない可能性がある。
133. 労働組合／加盟組合(CBAにおいて)及び政府(政策及び規則において)による、ターゲットを絞った以下の活動が必要だ:
 01. 労働力及び経済効果の両面において、女性の現在の貢献を認識し、公平で平等、かつ公正な処遇を要求する。
 02. 女性が漁業に参画する機会の創出
 - 以下への資金提供を含む:
 - i. 研修
 - ii. 経済および財政計画の策定への参画
 - 利用可能な計画と支援が存在することへの意識を向上させる。
 - 支援ネットワークの創設と参加。
 03. 漁業分野における女性指導者を増やす。差別、可視・不可視の障害を克服し、漁船員として女性が参画する経路の形成。
 04. 意思決定及び資源管理に女性が完全に参加すること。
 05. 労働条件、女性に対する暴力といった女性参画の障害の排除、職場における平等な支払い及び労働条件。
 06. STCW-F条約で要求される(e-ラーニングによる)訓練への参画により、沖合漁業への女性参画とキャリア昇進の機会を開く。

² FAO.2021.漁業と養殖業における児童労働問題に取り組む。
背景資料:ローマ。背景資料:<https://doi.org/10.4060/cb7159en>

第4章 安全面



主なメッセージ

- 漁業は最も危険な職業の一つであり、事故率、死亡率が高い。
- 漁船の安全は、ITFの主な懸案事項だ。IMOの漁船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する1995年国際条約(STCW-F条約)を含め、いくつかの安全関係の取り組みにより、生命が失われるケースは減ってはいるが、漁業は未だに海上における最も危険な職業となっている。
- ITFは、漁船員が海上で就労する前に十分な訓練と資格を受けることが基本かつ必要不可欠であると確信している。
- ITFは、IMOケープタウン協定及びILO188号条約の規定に従い、世界中で効果的な旗国及び寄港国管理を行うことを強く支持する。
- ポートステートコントロール措置は、漁船に対しても商船と同じ厳格さで施行され、適用されなければならない。
- ITFは、漁船や漁具の設計、建造、管理、漁船検査 の手順や要件について、これらの条約に沿った最低限の世界基準を設定するよう求めている。
- 漁業オブザーバーは、海上監視プログラムの一環として漁船で働く独立した専門家である。オブザーバーが職務遂行中に遭遇した脅威やインシデントを安心して報告できる環境を作ることが不可欠である。

漁船の安全

134. 漁業は世界で最も危険な職業の一つであり、事故率、死亡率が高い。FAO、ILO、IMOによれば漁業部門における年間死亡率は、10万人当たり80人と推定されている。つまり、就労の毎時間ごとに4人の漁船員が命を落としているということだ。災害または職務関連疾病は未だに多く、漁船員の家族、漁船乗組員、漁業地域社会及び海上保安活動に大きな影響を与えている。
135. 安全と労働条件は、漁業管理と漁業資源の健全性にも関連付けられる。資源が減少するにつれ、漁獲努力が上昇し、航海の遠方化、就労時間、追わなくてはならないリスク面での圧力も増す。生存漁業を営む者にとって深刻な問題である。
136. 多くの小規模沿岸漁船は、沖合漁業に適しておらず、外部の商業漁船船団による沿岸資源の乱獲の結果、漁獲のために陸から遠く離れることを余儀なくされる。
137. 大規模産業の商業漁船は、数週間または数カ月にわたって洋上に滞在することが可能であることから、生活・労働環境がしばしば劣悪になりがちだ。したがって、安全基準は、それらの船舶でディーセントワークを確保するために必要なものとして注意が払われていない。特に、夜間の就労や、困難な海況の場合、居住空間が極めて劣悪で休憩時間が著しく欠如する。
138. 労働安全衛生と災害保護は、世界中の漁船員にとって概ね欠落している。船舶がIUU漁業に関与している場合、労働・福祉問題はより顕著になる。船主が漁船の安全に関する経費を削減しようとするからだ。
139. 気候変動に適応するための代替燃料の促進と開発は、それらが労働者へ影響するかを検討に含めてなされなければならない。また、後付けで配慮するのではなく、開発段階から労働者の安全が考慮されなければならない。

国際規制の枠組み

2012年の漁船の安全のためのケープタウン協定（CTA）

140. IMOケープタウン協定（CTA）の全体的な目的は、設計、建造、漁労設備その他設備の国際的最低基準、漁船の査察のための手続と要件について規定することを通じて、漁船と漁船員（オブザーバーを含む）の安全性を確保することである。CTAは漁船上の安全を強化する上で極めて重要だ。ケープタウン協定は、商船部門に適用される「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）」の規定を強く反映している。
141. CTAは、批准国の管轄権が及ぶ海域で操業する外国及び自国漁船に対して承認された安全基準を支持する。また、ケープタウン協定は、公海または他国管轄権が及ぶ水域において操業する自国船団についても適用される。更に、ケープタウン協定は、外国漁船への査察を認めることにより、外国漁船に乗り組む漁船オブザーバーと自国乗組員の危険を低減する。
142. CTAの批准と履行は、船員と漁船員の間にある安全基準の格差を速やかに埋めるために必要不可欠かつ喫緊の措置である。旗国、寄港国、沿岸国、また、労働力供給国と市場国にとっても批准する利益が以下の通りある：
143. 旗国は、自国の旗を掲げる船舶の安全性を確保できる。査察を確立することで、旗国及び寄港国は、安全基準の順守を担保するよう、船主、行政官、乗組員及び団体（労働組合及び労働団体を含む）に奨励することができる。
144. 沿岸国及び労働供給国にとっては、CTAの批准と履行は、船上での自国民の労働・生活条件を改善し、事故のリスク、捜索救助事業の費用を削減し、その他、汚染リスクとそれに係る財政的コストを削減することになる。
145. CTAは、締約国の船籍を掲げる権利のある24m以上（または300総トン相当）の漁船に適用される。IMOケープタウン協定（CTA）は、水密性や風雨密性、耐航性を確保するために漁船（24m以上）の設計、構造及び設備基準のための基準を規定している。機械、電気設備及び発火リスクの最小化に関する規定も設定されている。
146. CTAの規定の多くは新造船に適用されるが、いくつかの規定は、新造船と同様に現存船にも適用される。旗国は、沿岸水域または自国排他的経済水域（EEZ）内で操業する漁船を適用除外とすることができる。

1995年のIMO漁船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約（STCW-F）改正

147. CTAを批准することで、IUU漁業を発見し、防止し、撲滅するための船舶査察を増やすことを通じて、IUU漁業対策に貢献することができる。ケープタウン協定における「ノーモア・フェーボラブル・トリートメント（未批准国船も査察を免れられない）」規定は、批准国に対して自国の港に入る外国漁船を査察するための権限を与えている。CTAを批准していない国の漁船の査察は、批准国を大きく支援するもので、漁業における平等化に繋がる。
148. 乗組員の保護は、船上における救命機器に関する要件と同様に、CTAの不可欠な規定である。非常措置に従うための訓練と安全訓練は、発航前に漁船員が非常措置の訓練を受けることを確保するため、旗国の主管庁の責任として指定される。

149. 漁船員が海上で就労する前に十分な訓練と資格証明を受けていることは、基本かつ必要不可欠である。STCW-F条約は、1995年にIMOによって採択され、2024年に改正された。STCW-F条約は全ての漁船に乗り組無船員に適用され、特に、長さ24メートル以上上の漁船または主機関が750キロワット以上の機関出力を有する漁船に乗り組む船長、船舶職員を含む海面漁船の乗組員については詳細な規定を設けている。STCW-F条約は、漁業独自の性質と海上労働を考慮しつつ、海上における人命の安全と海洋環境の保護を促進するため、漁船員の資格証明と最低訓練要件を定めている。
150. 漁船員は、次の分野に関する基本訓練を受けなければならない：
- ・ ライフジャケット及び適切な場合には、イマージョンスーツの着用を含む、個人生存技術
 - ・ 防火及び消火
 - ・ 非常措置
 - ・ 初期応急措置
 - ・ 海洋汚染の防止
 - ・ 船上災害の防止
151. STCW-F条約は、漁船に乗り組む船長、航海士、機関士及び通信士の資格証明のための強制要件のほか、基本訓練規定と当直規定を盛り込んでいる。旗国は、自国の港湾およびEEZ内でのみ操業する45m以下の漁船の乗組員について適用除外とすることができる。

152. 漁船で就労するための十分な技能と訓練を担保する枠組みの確立は、喫緊の必要性がある。その利益は、重大事故や生命損失の可能性を減少することにも及ぶ。それだけではなく、漁船で就労する全ての者に対する最低訓練基準の導入を通じた資格の統一は、漁業の条件平等化を確立し、批准・履行国間での労働力流動性を促進しうる。労働条件とリスク（漁業の独特の賃金制度を持つことも含めて）を受け入れる地元乗組員を見つけることが困難となった結果、外国人漁船員の比率は、ここ数十年で急速に増加している。この状況の中で言語的障壁も発生し得ることから、全ての漁船員が適切な訓練を受けるべきことが示される。
153. ITFは、STCW-F条約の採択を完全に支持し、STCW-F条約の批准促進及び改正または見直し作業に積極的に参画する。

2005年のIMO漁船及び漁船員のための安全コード

154. 漁船の安全は、IMOの関心事項である。STCW-F条約を含め、数多くの任意または強制の安全に関する取り組みは、生命の損失を減少させたが、未だ漁業は海上における最も危険な職業となっている。IMO安全コードは、「漁船員に対する安全衛生実務（パートA）」と「漁船の構造及び設備に関する安全衛生要件（パートB）」について指針を提供している。
155. パートA は、権限ある主管庁、船長及び乗組員の義務と責任について示すほか、漁船員の教育、訓練及び安全意識、漁業におけるヘルスケア及び医療について情報を提供している。これらの指針は、大きさを問わず漁船に適用される。
156. パートB は、長さ24m以上の漁船と乗組員の安全を促進する目的で、漁船の設計、構造、設備について情報を提供している。

配乗（乗組員の配置）

157. すべての旗国は、自国の旗を掲げる漁船の船主に対し、例外なく、能力ある船長の管理下で安全な運航と操業を担保するために十分な数と資格を有する者を配置させることを確保する法令その他の措置を講じる義務を負う。
158. 加えて、管轄官庁は、24m以上の船舶の場合に船舶の航行安全を担保し、必要な漁船員数と漁船員が保有しなければならない資格証明を指定するために必要な最低配乗について定める義務と権限を有する。
159. 旗国は、苦情を受理した後、調査し、指摘された瑕疵を是正するための措置が確実に講じられるよう、必要な措置を取ることを国家当局に義務づける、苦情申し立てと審査プロセスの確立を規定すべきだ。この苦情は、漁船員、専門機関、関係機関、労働組合、概して、漁船員の安全または健康に関するリスクを含めて漁船の安全に利害関係を有するいかなる者であっても申し立てることができる。
160. 協議及び苦情申立プロセスに関する国内組合の参画は、188号条約に規定される権利の尊重と、その結果として生じる確実な船員労働力の確保の観点から、依然として大きな障壁となっている。適切な訓練とITFインスペクター専門家ネットワークの協力体制の確立を通じて、このような国内機構の中でこの点を守らせるよう促進することが不可欠だ。

ポーステートコントロール(PSC)

161. ポーステートコントロール措置は、漁船に対しても商船と同じ厳格さで施行され、適用されなければならない。海上労働条約(2006年)では、寄港国が適用できる措置が明確に定義されており、寄港国管理官のためのILO188号条約ガイドラインにおいても同様で、不備が発見された場合の対応方法について規定されている。ITFは、これらのガイドラインを支持する。

162. 漁船の寄港国管理の有効な確立は、新しいアイデアではなく、ITFを含め、水産部門における多くの関係者の意見に合致するが、依然として実際に実践はされていない。こうした国際的な管理は、国際海上貿易の領域での船員の社会権保護に関して有効に急成長した経験がある。
163. 実際、様々な覚書（パリMoU、東京MoU、米国沿岸警備隊など）などの組織を通じ、寄港国管理は2006年MLCに関連する法的なツールとして活用してきたため、これらの二次レベルのツールを通して、世界の労働力の労働条件が実質的に改善されるに至った。
164. 実際、パリMoU及び東京MoU部門で同時に実施された「2006年MLC」に対象を絞り込んだキャンペーンでは、何千隻もの商船に絞り込んだ査察を行い、そのうち約2%が2006年MLCの規定に適合しないことを理由に拘束されることとなった。当然ながら、これらの覚書は、苦情申立手続きの完全適用とITFのような実務的な警告機関の関与も究極的には認めている。
165. 対照的に、ILO第188号条約といった複数の国際法メカニズムによって寄港国管理の実施を規定していても、漁業では依然として寄港国管理が存在しないか、発展や実施の初期段階にあることが明らかである。条約を批准した国が少ないことだけでは、いかなる形態の管理も欠如している理由を説明できない。長さ24メートル以上の漁船を対象に、漁船のSOLAS条約に相当する、調和のとれた安全体制を確立し、欧州各国による認証とPSCの確立を制度化したEU理事会指令97/70/ECの例は、この点で教訓となる。
166. 共通の政治的意思が欠落していることが明確だ。しかし、長らく解決されなかった問題は、きたる数年間で前向きな進展がみられる可能性があるかと確信している。実際、パリMoU地域は、東京MoU地域と協力して、ILO第188号条約を含むいくつかに関連する法的手段によって漁船に適用されるPSC体制の確立に向けたプロジェクトを検討している。この法的な進展は、漁船船団の状況を反映したデータベースの確立を含め、段階を踏んで実施されなければならない、その後、より困難な段階である漁船の新たな査察体制に

特化した規則の策定が行われなければならない。世界の他地域にモデルとして提示が得るPSCを迅速に促進するために、欧州運輸労連(ETF)と協働してこの作業にITFが参画すべきことは明確と思われる。

オブザーバーの安全性

167. ILO188号条約は、商業漁業に従事するあらゆる漁船員とあらゆる漁船に適用される。ILO188号条約は、船長が本条約の義務を充足するために必要な資源と手段を持てるよう担保する全般的な責任は、漁船船主が負うという基本原則を定めている。船上における漁船員の安全と船舶の安全運航の責任は、船長のみが負う。また、オブザーバーの地位が「漁船員」の定義の対象から除外されており、とりわけ、当該船舶の安全に関し、オブザーバーという職業に特別かつ曖昧な地位が与えられていることは注目に値する。
168. 漁業オブザーバーは、海上監視プログラムの一環として漁船で働く独立した専門家である。オブザーバーは、混獲の記録など、漁業の持続可能な管理に不可欠なデータを収集する。
169. 漁船は危険な職場になり得るため、オブザーバーは救助や医療を受ける選択肢が限られた危険な状況に身を置くことになる可能性がある。
170. オブザーバーが職務遂行中に遭遇した脅威やインシデントを安心して報告できる環境を作ることが不可欠である。明確なコミュニケーション手段、秘密厳守の報告体制、強固な支援体制を確立することは、オブザーバーの福利の確保に役立つ。
171. 漁業オブザーバーは、商業漁船で漁獲と混獲データを収集する。通常、オブザーバーは、魚類その他海洋生物の漁獲、投棄の種類と基準、実施された漁業活動の位置、使用した漁具などについて監視・データ収集を行う専門的な訓練を受けた生物学者である。オブザーバーによって収集された情報は、適切な漁業管理、資源保護、漁業管理を支える科学的根拠の基礎、漁業及び安全規制の順守を支援する。

172. 漁業オブザーバーは、漁業監督活動にしばしば活用される一方で、魚類資源の持続可能な管理に必要な不可欠な生物学的データを主に収集する。乗船する漁業オブザーバーは、漁業工程及び環境的指標の価値ある調査を提供している。
173. 規則遵守活動が追加されることにより、しばしば、オブザーバーと乗組員の間にデータ収集という主たる目的を損ないかねない対立関係が生じる。
174. IUU漁業対策の取り組みとして、地域オブザーバー・プログラムを形成した国もある。オブザーバーの育成プログラムによって提供される機会は、離職漁船員の新たな雇用機会や、組合の組織化の機会になり得る。
175. 第1段階として、ITFは、漁船員の各国労働組合と漁船船主に対し、オブザーバーの役割と安全に関してオブザーバーに適用可能な規定を定義する憲章を策定するための作業を開始することを求める。これを行うため、上述の憲章の確立において、オブザーバーの安全確保を目的とする、乗船のための準備プロセスが提案されなければならない。このプロセスは、次に示される段階に分けられる：
176. **乗船のための健康適性：**職業船舶に乗り組む者は全て、産業医による毎年の健康診断を通じて、乗船するための健康適性を有していなければならない。
177. **安全器具を確認する義務：**オブザーバーが船上の安全器具（救命胴衣、救命スーツ、安全靴、ヘルメットまたは帽子）を確認することには、オブザーバーが全責任を負う。異常や不安がある場合には、交換が行われるか、安全性の確認が行われる必要がある。器具は、承認された外部機関によって毎年確認されなければならない。オブザーバーは、有効な手続及び適切な確認作業について管理者に対して問い合わせることができる。
178. **出航前天候規則：**最終的な乗船決定は、船長が許可したとしても、オブザーバーの裁量に委ねられている。しかし、風が極めて強いまたはうねりが極めて大きい場合、オブザーバーは、安全性とデータ収集の質の面から乗り組むべきではない。オブザーバーは、責任者と違う乗船日に合意するようにする。乗船中に天候が悪化した場合、オブザーバーは、生物学的調査よりも自身の安全を優先するものとする。
179. **船長との安全点検：**乗船したら、オブザーバーは、以下に関する最新の安全状況について問い合わせる：
- 安全器具（信号、筏、ライフジャケット、消火器）の位置
 - 危険な場合にどのような行動をするか
180. 憲章には、オブザーバーが船上での安全指導を認識及び尊重しなければならないことを規定する。最終的には、オブザーバーの初乗船の前に、オブザーバーが資格証明を伴う安全講習を含めた訓練を完了していなければならないと提案することが可能だ。

第5章 非適合船籍 (FONC) と ITFによる強制実施



主なメッセージ

- ITFは漁業で働く者のより良い労働条件を確保することを目指している。労働者の声および労働者の集団的組織化に関連する権利は、ILOの結社の自由および団結権の保護に関する条約1948年(第87号)および 団結権及び団体交渉権条約1949年(第98号)によって守られている。
- ITFは、船内でディーセントな労働条件を確保し、漁船員が力をもてるようにする唯一の方法は、国際または国内のITF承認協約(CBA)あるいは、より良い条件が確保された国内協約(CBA)を締結することであると確信する。
- 漁船員も賃金・労働条件を規定する包括的団体協約が適用される商船の船員と同等に扱われるべきであるとITFは考える。漁船員は最低限、ILOの有能船員(AB船員)の最低基本賃金か、旗国の最低賃金のいずれか高い方を受け取る権利を有するべきだ。
- ITFが承認したCBAが存在する場合、FONC漁船の船内賃金は、商船のAB船員のILO最低総賃金をITFが解釈した値に沿っているか、またはそれと同等であるべきだ。
- 漁船員のディーセントワークを確保するための、ITFの実質的な監督戦略は、適宜、ITFインスペクターやITF連絡担当者による、CBAの査察と強制実施を通じて確立するものとする。
- さらに、権利侵害を克服し、漁船員の生計と社会的福利に必要な改善をもたらすためには、非適合船籍(FONC)に異議を唱えるITFのキャンペーン(体制)の導入が不可欠である。
- FONCは、監視を避けるため、および(または)漁業権にアクセスするための、船籍のフラッグ・ホッピングを可能にする。国際的な持続可能性への取り組みやIUU漁業の防止に概ね非協力的な船籍は、FONC諸国が自国の船籍登録を営利事業として利用するため、漁船運航者によって選ばれる。

- ITFは非適合船籍(FONC)を以下のいずれかに該当するものとして定義する。
 - IUUや労働権の侵害を阻止しない、あるいは、漁船員の安全・福祉のために適切な措置を講じない旗国。その場合、当該船舶の受益船主がどこに位置していても、FONCとみなされよう。
 - 漁船員の基本的労働権および人権を否定するか、あるいは保護できていない旗国。
 - IUU漁業の防止をできず、漁船員、特に外国人漁船員を強制労働、人身取引や奴隷労働等の危険にさらしている旗国。
 - 漁船の受益船主が漁船登録されている旗国と異なる国に存在することが判明した場合。
 - 船内で漁船員の安全と福祉を確保するために適切な措置を講じることができていない旗国。
 - 賃金がILOのAB船員の最低基本給または旗国の最低賃金を下回っている場合。

非適合船籍漁船 (FONC)

181. 非適合船籍(FONC)は、船舶の運航者や受益船主の身元を隠すために利用されている点で、便宜置籍(FOC)と類似している。船舶は掲げている国旗の国籍を持ち、この国籍は雇用されている乗組員に大きな影響を及ぼす。(乗組員は旗国の法律の下で生活、労働するためだ。)
182. ITFは二重の雇用体系に反対するとともに、遠洋漁業船団(DWF)の99%が未適用であるITF協約の締結を支持する。国際法は、船舶と旗国との間に「真正な関係」が存在しなければならないとしており、それゆえに、旗国は行われている漁業と労働に対して、法的拘束力のある国際基準を実施し、実質的管理を施す立場にある。漁船の運航者が規則、規制、査察を回避するために外国の船籍登録を選択した場合、IUU漁業に従事する可能性も高くなる。受益船主の身元を不明瞭にするための仕組みや仕掛けがIUU漁業を可能にする。
183. FONCとIUU漁業の関係は明白だ。オープン・レジストリーのFONCの中には、国際的な責任を果たすために積極的な措置を講じている国もあるが、大半は違法漁業に従事する漁船の管理を旗国に義務付ける国際法規の拘束を受けていない。IUU漁船はFONCに多く見られる。FONCの多くは監視・管理能力が低く、実施を強制させるインフラも整っていないグローバルサウスであるため、IUU漁船の隠れ蓑となり、発見のリスクも低いためである。
184. たとえ旗国が漁船の操業を実効的に管理できたとしても、船舶の所有や登録の観点からセーフティネットを強化する必要性が依然としてある可能性がある。旗国が漁業を効果的に管理できない場合、その国の登録漁船は、精査を避けるためにFONCを掲げているとみなされ得る。漁獲を監視し、労働基準を確実に守るための管理メカニズムが維持されている限り、当該船舶はFONCを利用しているとは見なされない。
185. FOCに加えて、漁業においてはFONCが、IUU漁業阻止の取り組みを台無しにし、悪徳業者にさらなる逃げ道を実質的に提供している。FONCが船籍登録を改善し、コンプライアンスを強化したとしても、登録船舶がフラグホッピングする(訳注:船籍をあちこちと変える)と、問題が他に移行する可能性がある。旗国、沿岸国、寄港国、市場国を含む国際社会全体での調整、対応がこの問題に効果的に取り組む唯一の方法だ。
186. FONC国には社会的パートナーの代表組織(労働組合や他の労働者組織等)が存在しないことが社会対話を妨げており、これはディーセントワークの大幅な欠如を意味し、通常の抑制と均衡のシステムの機能が妨げられている。
187. これらの問題に対処するために:
- ITFは協力、情報共有、問題のある国・企業への政治的圧力の行使を通じて、FONC制度の撤廃を目指す。
 - ITFは漁船員の搾取を根絶させ、海上で働く漁船員の保護を確実にするためにあらゆる合法的な実地的手段を尽くす。
 - ITFは真正な漁船の操業を損ないつつ、FONC漁船が享受している競争優位性の排除も目指す。

ITFによる適切な条件 の強制実施:

188. 適切な条件を強制実施するためには以下が必要である:

- ITFは国際的な最低基準が満たされていないところに介入する権利を持たなければならない。
- 労働条件がITF承認協約にそぐわない場合、ITFは船社およびその漁船と、団体協約(CBA)の条件について合意できる必要がある。(以下の概説および附表2「ITF枠組み協約」を参照のこと)

- ITF漁船員サポート・ネットワークは、人権や労働者の権利が侵害された漁船員のために案件を処理し、解決策を提案できなければならない。
- ITFは漁船員を支援するための世界および地域のネットワークを維持している。旗国がどこであろうと、全ての漁船で働く漁船員がこれらのネットワークを利用できる必要がある。



漁船乗組員のためのITF 枠組み協約

目的

189. 枠組み協約の目的は以下の通り：

- ILO188号条約の適切な実施を支援する。
- FONC漁船だけでなく、全ての大規模漁業を対象とする。
- FONC漁船乗組員のために最低労働条件を確保する。
- 加盟組合が必要に応じて利用できるように、基本的でありながらよく構成された団体協約の簡潔なモデルを提供する。
- 加盟組合が団体協約を起草し、漁船主と交渉する際に、様々な条項に関して指針を提供する。
- 賃金と労働条件の政策的枠組みを確立する。また、それがILO条約の規定に劣ることがあってはならない。
- 漁船員を守るため、IUU漁業と闘うために活用できる条項を提供する。
- (国内基準が存在しない場合でも、)適用される基準は、より低い基準ではなく、より高い基準を参照しなければならないという保護条項を確保する。
- 第三者による監査・認証制度は、団体協約(CBA)や、漁船員や漁船員の代表を含む、透明性が確保され、認められている協議プロセスの代替とはならない。

190. 重要と思われながらもこの団体協約本体に含まれていない情報は、附表として付け加えられている。例えば、以下の附表を追加できる：

- 賃金表や賃金表の構成のあり方
- 様々な現金給付に関する定義
- 苦情処理手続き

漁船員の許容される月額最低賃金

191. (海上労働条約(MLC)で定められている)ILOの船員の(適切な場合は漁船員の)賃金と、ITFの認める最低総賃金との間には差異がある。
192. どのような制度が採用されようとも、また歩合給制度が採用されていたとしても、合意された月額最低保証賃金が保障されるものとする。
193. 商船や漁船の最低賃金規則を採用する際に活用すべき(そして、現在も多くの国で活用されている)有能(AB)船員のためのILO推奨最低基本賃金を検討することも有用である。
194. ILO推奨最低基本賃金は、AB船員の1歴月の役務に対する基本給または基本賃金は合同海事委員会によって定期的に設定される額を下回るべきではないとする「1996年の船員の賃金、労働時間及び船舶の定員勧告(第187号)」の規定に基づいている。
195. 第187号勧告自体は、船員を「航海船舶上で求められる職務を行う技能を有することで雇用されたまたは従事している、国内法令、国内慣行又は労働協約により海員として定義される人」と定義しており、協議後、同意した賃金を商業漁船に乗り込む漁船員にまで適用を広げることを認めている。

賃金システム

196. 伝統的に漁船員の給料は、漁獲及び漁獲物の売り上げから派生する収益に直結している。伝統的に漁船員の収入は、漁獲及び漁獲物の売り上げから派生する収益に直結している。しかし、このシステムは乱獲や乗組員の過労を助長することにより、安全でない漁業慣行につながる。(したがって、事故の可能性も高まる。)
197. 「歩合給」制度は、公平かつ透明であるべきであり、漁獲物に対する可能な限り最良の価格を保証し、漁船員が雇用契約や労働契約(およびILO188号条約に定める漁業者の労働契約(FWA))を確認できるよう担保すべきだ。
198. 最低保証賃金制度が導入されるべきであり、それはすべての場合において、漁船員に陸上労働者と同等の収入を提供すべきだ。
199. この2つの制度を組み合わせることで、十分な最低収入と透明性の高い漁獲関連ボーナスの計算が保証されるべきだ。
200. このITFポリシーのいかなる部分も、国内法令の範囲内で既に漁船員に与えられている保護の一般的レベルを引き下げたり、マイナスの影響を及ぼしたりするものと解釈されないこととする。
201. このポリシーは、漁船員にとってより有利な規定を適用する、あるいは漁船員にとってより有利な労働協約の適用を奨励または許可する特権に影響を与えないものとする。

配乗

202. ITFが承認した協約の対象となるFONC船舶の配乗基準(マンニングスケール)は、本ポリシーの附属書11に定めるITF配乗ポリシーに沿ったものでなければならない。ITF承認協約が適用されるFONC船は、旗国の配乗定員証書または類似の文書に規定される配乗定員ではなく、ITF配乗定員を採用するものとする。ただし、受益船主国および/または実効支配国の加盟組合が、提案された配乗定員が当該組合の国内水準に基づき、当該組合にとって許容できると認めた場合は、ITF配乗定員を変更することができる。

FONC委員会

203. ITFの交渉は合意された手続きに基づいて行われる。つまり、交渉は加盟組合によって行われ、ITF書記局によって調整され、ITF水産部会委員会によって発展および監視され、ITFインスペクターによって強制実施される。
204. ITF水産部会委員会に報告するFONC委員会は、ITF・FONCキャンペーンの運営上の実施と強制執行に責任を負い、ITF・FONCキャンペーンの戦略と長期的かつ持続可能な成功に貢献する。

世界および地域の漁船 員サポート・ネットワー ク

205. ITFはFOC/POCインスペクターとコーディネーターのグローバル・チームを維持している。

ITFはこれらの者の中から、漁船の船内慣行や漁業労働および漁船の安全性に関する法令についての特定の知識、スキル、理解が必要とされる漁業問題や査察、案件に対応できる者を認識している。

206. これらのインスペクターの業務はITF漁船員サポート・ネットワークが調整し、漁船員に支援やアドバイスを行っている。

207. ITFは、特定地域の加盟組合や漁業関連問題を支援するため、グローバルおよび地域レベルの漁船員支援ネットワークを維持している。

第6章 漁船員の組織化、キャン ペーン展開、コミュニケー ション



主なメッセージ

- ITFは、漁船員のより良い未来は団体行動や労働組合による組織化を通じて実現するのが最善であることを確信している。
- ITFは加盟組合主導の国際産別組織で、民主的な組合の構築・刷新を支援するとともに、加盟組合が近代的かつ効果的な手法で組織化やキャンペーンを行うことを支援する。
- ITFは、漁船員が自らの経験と戦略的知識を共有し、地域内および地域間で漁船員の力を高めるための、対面およびオンラインによるネットワーク構築の機会や場の開発を支援している。
- ITFはシーフード・サプライチェーン全体に関する地域的な問題に対応するために、ILOなどが労働組合と共同で行っている多数の利害関係者による活動を支援する。
- ITFは、世界の漁船員の連帯と漁業界の労働条件の改善というビジョンを支援するため、移民漁船員を組織化し、団結させ、団体協約を締結する取り組みを支援する決意だ。
- ITFは漁船員組合が国内の他の海事、ロジスティクス、水産関連サプライチェーンの労働組合と対話をもつことを奨励するとともに、これらの労働者の組織化や共闘を支援する。
- 加盟水産組合や組織化活動、業界のパートナー、国際機関、目的を共有する他団体を支援するために、戦略的なキャンペーンを実施することをITFは約束する。

組織化と運動展開

漁船員のための世界的正義

208. ITFの目標は水産業の全ての労働者のために労働基準を改善させることだ。何がなんでも利益を追求するシーフード・サプライチェーンの商業主義が生み出す「底辺への競争」をITFは阻止したい。企業が漁船員の搾取や、海洋にダメージを与えたり、繊細な魚類資源を枯渇させたりする漁法を通じて、生産コストの削減を迫る中で、ITFはすべての漁船員の利益を守るために、漁船員の世界的な運動の展開を支援する。グローバルな課題はグローバルに解決しなければならない。
209. 効果的な国際運動を展開するためには、国、地域、世界のレベルで漁船員を組織する必要がある。ITFのビジョンは、漁船員の居住地や現在の経済状況にかかわらず、全ての漁船員の生活を向上させることである。ある国に居住する漁船員にとっての改善が、別の国に居住する漁船員の賃金、福利、雇用保障の切り下げに依存するような状況は受け入れない。

漁船員主導の組織化

210. ITFは、水産業が良質な雇用、生活可能な賃金、安全な労働条件、持続可能かつ安定した未来を兼ね備えた産業になるべきであると考える。ITFのビジョンは、漁船員が職場、国内、地域内、世界において、より安全な労働条件、より良い賃金・恩恵、より手厚い保護を求めて闘い、それらを勝ち取る力を身に付ける世界を実現することである。
211. 組合活動家として、我々は漁船員のより良い未来は団体行動やオルグを通じて実現するのが最善であることを確信している。漁船員が団結し、組織される時、変化を生み出す強力な力となり、大きな勝利を実現し、業界全体の基準を引き上げることができる。We understand that it is our task as the world's leading global union federation to advocate for, support, coordinate, and resource strategic campaigns and organising initiatives that build fishers' collective power and strength at all levels³. この一例が www.justiceforfishers.org
212. ITFは漁船員の世界的な正義を勝ち取るために、他の国際産別組織や業界、市民社会、環境保護団体、国際機関、政府、その他の適切な組織と建設的な関与を行う。

213. ITFは、漁船員が勝利を掴むためには漁船員主導の組織化が最善かつ最も長続きする方法であることを認識し、漁船員が国内、地域、世界において、漁船員ネットワークや組合を通じてオルグやキャンペーンを行うことを支援する。

214. ITFは以下を通じて漁船員主導のオルグを支援する。

- **既存の漁船員組合(ITF加盟組合)が主にITF水産部会を通じて、活動の調整、連帯の表明、相互学習、共闘を行う場を提供する。**
- **各国、各地域における漁船員主導の組織化プログラムの開発、資源調達、促進を行う。**
- **漁船員の権利、利益、福利を促進する、戦略的なキャンペーンを展開し** 漁船員の政治的および対使用的影響力を構築し、漁船員が争議権や人権、公民権、政治的権利を否定される事例を明るみに出す。
- **団体交渉を支援する** ほか、ITF加盟組合、使用者、国際機関、共通の信念を持つ団体の間で、**漁船員の権利に関する政策立案を支援する。**

ITFは加盟組合主導

215. ITFは加盟組合主導の国際産別組織で、民主的な組合の構築・刷新を支援するとともに、加盟組合が近代的かつ効果的な手法でオルグやキャンペーンを行うことを支援する。加盟組合が連帯を示し、全組合員の利益のために影響力を行使する機会を探ることを支援する。漁船員組合と使用者の中央交渉、部門別交渉、全国交渉を奨励する。

国・地域の組織化を通じたグローバルな進展

216. 漁船員の正義という世界的なビジョンを達成するためには、国および地域の両方で、よく調整された行動を起こす必要がある。ITF加盟組合と各国のナショナルセンターは、組織率を維持、拡大するために、組合加入を促進し、(職場および産業全体での)オルグを展開し、産業や人口の動向に対応していく必要がある。さらに、加盟組合は、地域の問題には地域に合わせた解決策が必要であり、地域の多様な関係者と協力することで、国内および国際の両方の運動に利益をもたらすことができると考えるべきである。For this reason, the ITF will continue to establish and support regional organising and network-building initiatives⁴.

支援ネットワークと政策活動

217. ITFは漁船員の経験および戦略的知識の共有や、地域内で力を強化するための対面あるいはオンラインのネットワークづくりやプラットフォームの開発を支援する。また、漁船員の組織化や安全衛生を強化するとともに、国、地域、世界の当局との積極的な関与を通じて条件を向上させる取り組みやネットワークを引き続き支援する。

218. さらに、ITFは水産の加盟組合と共に、あるいは彼らを代表して、国際レベルでの政策立案を引き続き支援する。近年では、ITFはILO第188号条約、寄港国措置に関するFAO協定(PSMA)、国連食糧農業政策等の策定・採択を支援してきた。国際レベルでの政策立案は、職場、国、地域におけるオルグの支援と密接に関連している。また、ITFはシーフード・サプライチェーン全体を通じて地域の問題に組合と共に取り組む、ILO等による、多数の利害関係者を巻き込む活動を支援する。

4 本資料作成時点において、これらにはタイ、アイルランド、西アフリカ諸国、中南米諸国が含まれる。詳細は附表12を参照のこと。

外国人漁船員の組織化の決意

- 219. あらゆる漁船員は、出身国や居住地にかかわらず、政府、使用者、労働者組織から平等に扱われ、結社の自由および団体交渉の権利を自由に行使できるべきである。
- 220. ITFは、世界の漁船員の連帯と漁業界の労働条件の改善というビジョンを支援するため、移民漁船員を組織化し、団結させ、団体協約を締結する取り組みを支援する決意だ。
- 221. 第3章で概説したように、外国人漁船員が直面している諸問題は、ポートステートのみによる保護および権利実施の向上では解決しない。漁船員の力の構築は我々のグローバル運動に強みと多様性を与えるものと理解し、外国人漁船員や外国人漁船員の組織化を歓迎する。

強制可能な法的権利としての団結権

- 222. 漁船員が職場で利益を勝ち取るために力を付けるには、あらゆる基本的人権を行使できる必要がある。漁船員は、国籍や地位に関わらず、法律上も実際も、自由に団結し(組合の結成、加入を含む)、団体交渉を行い(スト権を含む)、労働条件が安全でないあるいは間違っている場合に自由に意見を述べ、抗議することができなければならない。
- 223. 全ての漁船員はこれらの権利を政府によって法的に保障され、関係当局によって積極的に履行されなければならない。漁船員は、個人として、あるいは団体(労働組合やネットワーク)を通じて、法律で保障された、実効性のある、利用可能な苦情申し立て手続き・救済を活用できなければならない。

要求を突きつける労働者としての力

- 224. どんなに優れた法律上の権利や保護も、漁船員がそれらの権利を行使する力がなければ役に立たない。漁船員は、自分たちのために独立的・集団的な力を職場で構築、維持しなければならない。法律で名目上与えられている権利や保護の履行を常に国労働者できない国や地域の労働者はなおさらだ。
- 225. 漁船員が搾取、虐待、危険、差別、脅迫に直面した場合は- もっとも、このような事態に直面しないという権利を名目上有しているわけだが-、同僚の安全と利益を守るために適切な直接行動を起こす支援を受けるべきだと考える。
- 226. さらに、不当な処遇について使用者に抵抗する力を構築、行使するだけでなく、団体交渉の一環として生活・労働条件の改善を要求するために、職場で集団としての力を強化、行使することを奨励されるべきである。ITFは、漁船員がより良い賃金、手当、労働条件を勝ち取るための最善かつ最も持続的な戦略として、職場の団体交渉を継続的に支援することを明確に表明している。
- 227. ITFはオルグや団体協約締結等の運動を展開するITF加盟水産組合に引き続き連帯を表明する。

また、強力な団体交渉とシーフード・サプライチェーンの協定を勝ち取るために、水産組合の世界的ネットワークや数々のネットワークを構築・維持することも目指している。

他の海事部門やフードサプライチェーンの労働者と連帯

228. ITFは、組織化の取り組みや協働による影響力を構築するため、漁船員組合が、国内の他の海事、ロジスティクス、水産関連サプライチェーンの労働者や労働組合と対話することを奨励する。国際産別組織として、世界および地域レベルの部門横断的な活動を加盟組合や他の国際労働者団体・組織を通じて推進していく。
229. ITF加盟水産組合や食品加工、食品流通、食品小売、水産関連付加価値産業の労働者を組織する組合が、加盟組合協議会(NCC)が存在する場合は、NCCを活用することを奨励している。NCCは国内の運動、連帯表明、影響力行使を調整する重要な場となり得る。
230. ITF書記局は、ITF加盟水産組合が自組織内で船員、港湾労働者、民間航空労働者、観光労働者、内陸水運労働者、路面・鉄道労働者と集団あるいは二者間で協力することを調整する。
231. ITFは加盟組合の国内問題への対応を支援する。加盟組合は現地の状況に基づいて小規模・零細漁業の漁船員やその団体との連携・協力の必要性や程度を現地や地域の観点から分析、決定することができる。

戦略的キャンペーン

232. ITFは戦略的なキャンペーンを重視する組織だ。戦略的キャンペーンとは、雇用主や意思決定者とのさまざまな戦略的關係に圧力をかけ、労働者のためにプラスの利益を勝ち取る包括的な取り組みである。ITFは加盟組合が独自の戦略的キャンペーンを開発するのを支援する資料(戦略的キャンペーンを展開するためのITFガイド)などを作成している。加盟水産組合や組織化活動、業界のパートナー、国際機関、目的を共有する他団体を支援するために、戦略的なキャンペーンを実施することをITFは約束する。
233. よく調整された戦略的なキャンペーンは、効果的なオルグやコミュニケーション、加盟組合による団体交渉や地域レベルの交渉、世界正義の追及にとって、必要不可欠なものである。政府やその他の取り締まり当局は戦略的で調整されたキャンペーンが生み出す圧力には敏感である。この圧力は、政策転換を導き、効果的な法執行に焦点を当て、漁船員の権利侵害や国際的なコミットメント違反に注目させることができるだろう。

コミュニケーション：漁船員に力をつけさせるための の キャンペーン、コミュニ ケーション、連携

コミュニケーションの原則

234. ITFは、漁船員に関する、漁船員との、漁船員のためのコミュニケーションにおいて、以下の原則を採用している：

- ・ 労働者中心
- ・ 漁船員主導
- ・ 戦略的
- ・ 影響力がある
- ・ 民主的
- ・ 正直、真正、情報に基づく
- ・ 迅速な対応、機敏性
- ・ 革新的、新技術の活用（漁船員に力を与え、漁船員同士を結びつける場合）
- ・ 能力開発、職場やコミュニティで関係を構築しながらオルグすることの強みの活用

235. どのようにこれを行うか：

- ・ ITF加盟水産組合や承認された漁船員オルグとキャンペーン活動を支援する。
- ・ 漁船員だけでなく、コミュニティに対する支援を構築し、良質な雇用と健全な海を備えたディーセントで安全な漁業労働に対する認識、連帯、支援を高める。
- ・ 労働者の真の友であり、職場や地域社会で正義、敬意、安全、尊厳を求めて闘う労働者の力を高めるというITFの目標を共有する仲間のキャンペーンや運動を支援するために、惜しみない連帯を表明する。



外部資金/世界および地域の漁船員支援基金に関する原則

236. ITFは、国、地域、世界の目標を達成するために、上級管理職の承認を得て、必要に応じ、外部資金を求めることができる。
237. 外部資金を求め、確保し、獲得するための原則および手続きの詳細は、**附表**(外部資金の原則／世界および地域の漁業支援基金)を参照されたい。

別紙 その他の参考資料

-
- | | |
|------|--|
| 別紙1 | 2007年のILO漁業労働条約2012年組合のための手引書(改正版)
https://www.itfglobal.org/en/resources/ilo-work-in-fishing-convention-guide-unions |
| 別紙2 | 漁船乗組員のためのITFモデル協約 (2021年)* |
| 別紙3 | 水産の安全衛生に関するITFポリシー(2014年)
https://www.itfglobal.org/sites/default/files/paragraph/pdf-chapters/files/2014%20ITF%20FISHERIES%20SAFETY%20AND%20HEALTH%20POLICY%201.pdf |
| 別紙4 | ITF水産サポート・インスペクターネットワーク/フレームワーク (2017年) |
| 別紙5 | ILO合同海事委員会の船員賃金小委員会
https://www.ilo.org/meetings-and-events/sectorial/subcommittee-wages-seafarers-joint-maritime-commission-april-2025 |
| 別紙6 | 水産物サプライチェーンの認証基準に関するITFの見解(2022年)
https://www.itfglobal.org/en/resources/voluntary-certifications-and-standards |
| 別紙7 | ITF捕鯨ポリシー(2022年)
https://www.itfglobal.org/sites/default/files/2026-05/ITF%20Whaling%20Policy_JA.pdf |
| 別紙8 | ITF 非適合船籍委員会の付託事項(起草中)* |
| 別紙9 | 非適合船籍(FONC)協約の交渉および承認に関するITF手続き(起草中)* |
| 別紙10 | 外部の資金/世界および地域の漁船員支援基金に関する原則(起草中)* |
| 別紙11 | [ITF漁船配乗ポリシー(起草中)* |
| 別紙12 | 漁船員の権利ネットワーク(起草中)* |

* 備考:(*)をつけた附表については、現在も起草中のため、承認を経たのちに追加される。

WWW.ITFGLOBAL.ORG

世界を動かす
交通労働者



国際運輸労連

49-60 Borough Road
London SE11DR
+44 (0)20 7403 2733